

いわて県民計画

ゆたかさ・つながり・ひと
～いっしょに育む「希望郷いわて」～

県南広域振興圏

第3期アクションプラン [地域編]
平成27年度(2015年度)～平成30年度(2018年度)

岩 手 県

一 目 次

1	プラン(地域編)の策定趣旨	1
2	プラン(地域編)の期間	1
3	プラン(地域編)の構成	1
4	プラン(地域編)の推進	2

	各重点施策の記載イメージ (様式)	4
--	-------------------	---

県南広域振興圏

1	県南広域圏域の目指す将来像	8
2	第2期プランにおける成果と課題	8
3	振興施策の基本方向	9
4	被災地の復興支援に向けた取組	11
5	ふるさと振興に向けた取組	12
	《重点施策》	
1	雇用・労働環境の整備と若者の地元定着	15
2	世界に通用するものづくり基盤の構築と伝統産業の振興	19
3	平泉世界遺産をはじめ多彩な資源を生かした観光振興	23
4	多様な事業者のネットワークを活用した食産業の振興	27
5	経営資源の継承・活用による岩手をリードする地域農業の展開	30
6	生産性の高い地域林業の実践と木材産業の活性化	35
7	産業を支える社会資本整備の推進	39
8	地域で安心して暮らせる医療の充実と健康づくりの推進	42
9	誰もが安心して生活できる支え合いの地域づくりの推進	47
10	社会資本の維持管理と安全で快適なまちづくりの推進	51
11	環境と共生した持続可能な地域社会の構築	57
12	未来を切り拓く若者・女性が活躍する活力ある地域社会の形成	61

— 資料編 —

1	目指す姿指標一覧表	67
2	復興関連施策一覧表	68
3	ふるさと振興関連施策一覧表	69
◇	(参考) 広域振興圏別統計データ	73



はじめに

1 プラン（地域編）の策定趣旨

県では、これまで、「いわて県民計画」に掲げた各広域振興圏の“目指す将来像”の実現を目指して、重点的・優先的に取り組む政策などを具体的に示した「第1期アクションプラン（地域編）」「第2期アクションプラン（地域編）」を定め、プランに基づいて、各圏域の強みを伸ばし、弱みを克服する施策の着実な推進を図ってきました。

各広域振興圏の“目指す将来像”の実現のためには、“地域経営”の考え方にに基づき、それぞれの地域の主体性や創意が十分に発揮される取組を推進していくことが重要であり、「第3期アクションプラン（地域編）」では、第2期プランにおける取組の成果と課題や各圏域を取り巻く社会経済情勢の変化などを踏まえ、各重点施策において、「みんなで目指す姿」や「目指す姿を実現するための取組」、「取組に当たっての協働と役割分担」等を示しながら、各圏域が今後4年間に重点的・優先的に取り組むべき施策等を推進していきます。

なお、沿岸広域振興圏においては、東日本大震災津波からの復興が最重要の課題であることから、当面は第3期アクションプランを策定しないこととし、「岩手県東日本大震災津波復興計画」に基づき、復興へ向けた取組を着実に推進していきます。

2 プラン（地域編）の期間

「第3期アクションプラン（地域編）」の計画期間は、平成27年度（2015年度）から平成30年度（2018年度）までの4年間です。

3 プラン（地域編）の構成

(1) 目指す将来像

明確な顔を持った各広域振興圏の確立に向けて、平成30年度を目標年度とした各圏域の“目指す将来像”を示しています。

(2) 第2期プランにおける成果と課題

各圏域の“目指す将来像”の実現に向けて、第2期プランにおいて取り組んだ施策等の成果と課題を示しています。

(3) 振興施策の基本方向

第2期プランにおける成果と課題や各圏域を取り巻く社会経済情勢の変化などを踏まえ、第3期プランにおいて重点的に取り組むべき“振興施策の基本方向”を示しています。

また、“振興施策の基本方向”を具体的に推進するための重点施策を設定し、施策ごとに「みんなで目指す姿」、「目指す姿を実現するための取組」、「取組に当たっての協働と役割分担」、「県の具体的な推進方策（工程表）」を示しています。

(4) 被災地の復興支援に向けた取組

県央広域振興圏及び県南広域振興圏では、内陸地域の活力が沿岸地域の復興を支えるという観点から、沿岸地域の復興支援に資する取組を示しています。

(5) ふるさと振興に向けた取組

「岩手県ふるさと振興総合戦略」に掲げる3つの柱、「岩手で働く」、「岩手で育てる」、「岩手で暮らす」に基づき、各圏域におけるふるさと振興の取組を示しています。

4 プラン（地域編）の推進

各広域振興圏における“目指す将来像”を実現するためには、県はもとより地域のみなさんやNPO、市町村、企業など多様な主体が地域の課題を共有し、力を合わせて解決を目指していくことが重要です。このため、「第3期アクションプラン（地域編）」の策定に当たっては、地域の代表者等で構成される各圏域のいわゆる圏域懇談会等における意見などを踏まえ策定しました。

また、今後の同プランの進行管理については、各圏域の圏域懇談会等により地域の意見を十分に反映させながら、取組を進めていきます。

各重点施策の記載イメージ（様式）

■重点施策 No.

■重点施策の名称

■振興施策の基本方向

3

I 地域産業が躍動する社会の構築

平泉世界遺産をはじめ多彩な資源を生かした観光振興

1 みんなで目指す姿

■目指す姿指標

平成30年度までの姿を表す「目標数値（指標）」、さらには目標値設定の考え方を記載しています。

■みんなで目指す姿

ビジョンの「取組の基本方向」を踏まえ、平成30年度までの当該重点施策の目指す姿を記載しています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎県南圏域の観光入込客数（延べ人数）	1,127.2万人	1,128.1万人	1,129.0万人	1,129.9万人	1,130.8万人

【目標値の考え方】

平成26年度を基準年(1,127.2万人)として、国内観光客の増加を維持し、外国人観光客の増加を促進する。注)観光入込客統計に関する共通基準)に基づく延べ人数。(歴年集計)

現状値(H26)の欄の「◎」等の標記は、基準年度以外の年度の実績値を示しています。

目指す姿をより体现する指標を「主たる指標」として定め、これを「◎」印で示しています。

現状

○平成26年度、県南圏域の観光客入込数は、1,127.2万人回(県全体での1人当たりの平均宿泊数は1.17泊)であり、震災前(平成22年)の状況まで回復しています。観光振興により地域を更に活性化します。

■現状

当該重点施策を取り巻く現状として、強み・可能性、弱み、課題について、統計データなどを用いながら具体的に記載しています。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

平泉世界遺産をはじめ地域の多彩な観光資源を活用し、観光客の増加を目指すとともに、ホスピタリティー向上を図る。整備に加えて、観光客層に応じた観光情報の発信や誘客

■目指す姿を実現するための取組
目指す姿の実現に向けて、地域社会の構成主体が一体となって取り組む内容について、「基本方向」と「主な取組内容」により示しています。

外国人観光客を誘致するため関係機関と連携した情報発信や、ICT環境の整備などの受入態勢整備に取り組みます。また、いわて花巻空港と台湾を結ぶ国際便を活用し、岩手と台湾の交流人口の拡大につながる取組を促進します。

主な取組内容

- ① 地域資源を生かした魅力的な観光地づくり ☆
 - 平泉世界遺産を核とした地域の観光を推進するとともに、地域的な周遊滞在型観光ルートを推進します。また、「平泉」の魅力を踏まえ、シンポジウムの開催などを通じて同遺産域の活性化を推進します。
 - 「平泉」と世界文化遺産で共通する「橋野鉄鉦山」や「平泉」の観光を推進し、東日本大震災津波からの復興を支援します。
 - 東稲山山麓地域が持つ豊かな農村の魅力が広く伝わるよう、支援するとともに、農村における地域活性化と観光資源としての魅力向上を図ります。

・岩手県東日本大震災津波復興計画「復興基本計画」と関連がある取組については「☆」を、「岩手県ふるさと振興総合戦略」と関連がある取組については「◆」を付しています。

・なお、それぞれ、巻末に「復興関連施策一覧表」「ふるさと振興関連施策一覧表」としてとりまとめています。

3 取組に当たっての協働と役割分担

観光事業者等は、ホスピタリティーの向上、受入態勢の整備と適切な役割分担のもと、連携して取り組んでいきます。
また、市町・観光協会は、地域における各取組主体など、地域資源の発掘や受入態勢の整備を推進します。
県は、広域的な観光産業間の連携、市町との事業調整・振興を図ります。

■取組に当たっての協働と役割分担
「主な取組内容」を実施するに当たっての、各主体（県民・NPO、企業、市町村、県など）との協働と役割について、「考え方」と「主体ごとの役割の内容」について記載しています。

県以外の主体	(商工団体、観光事業者等) ・ホスピタリティー向上、受入態勢の整備 ・地域資源を活用した旅行商品の造成 ・情報発信力の強化	(市町、観光協会) ・「平泉の文化遺産」の保存・活用推進 ・地域資源の発掘 ・受入態勢の整備など
県	<ul style="list-style-type: none"> 「平泉の文化遺産」活用推進組織の運営、事業の調整、実施 教育旅行誘致に係る圏域の情報発信 他圏域との調整や県際連携の推進など 観光産業間などの連携のコーディネイト 外国人を含む観光客の動態把握（発地、入込状況） 	

4 県の具体的な推進方策（工程表）

■県の具体的な推進方策
県が中心となって取り組む「具体的な推進方策」について、「工程」や「目標」を盛り込みながら記載しています。

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）														
	～H26	H27	H28	H29	H30										
① 地域資源を生かした魅力ある観光地づくり 目標 ◎県南圏域での宿泊者数（千人） <table border="1"> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> <tr> <td>2,295.0</td> <td>2,344.0</td> <td>2,347.1</td> <td>2,364.5</td> <td>2,388.2</td> </tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	2,295.0	2,344.0	2,347.1	2,364.5	2,388.2					
H26	H27	H28	H29	H30											
2,295.0	2,344.0	2,347.1	2,364.5	2,388.2											
	平泉とその先への周遊滞在型観光の推進														
	平泉の普遍的な価値を生かした地域づくりの推進														
	観光客のニーズの多様化に対応した地域資源の活用推進														
	道の駅などを活用した周遊情報の発信														
	二次交通確保の取組を支援														
	ホスピタリティー向上を図る人材の育成支援														
② 観光人材の育成や二次交通確保などの受入態勢の整備 目標 ◎ホスピタリティー向上セミナー等受講者数（人） <table border="1"> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> <tr> <td>0</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> </table>	H26	H27	H28	H29	0	50	50	50							
H26	H27	H28	H29												
0	50	50	50												
	ICT（情報通信技術）の活用による観光振興の支援														
	ユニバーサルデザイン化等観光施設の整備の支援														

具体的な推進方策の目指す姿をより体现する目標を「主たる目標」と定め、これを「◎」印で示しています。

具体的な推進方策に関連する広域振興局の分野別、部門別の計画を記載しています。

関連する計画

- 「平泉の文化遺産」活用推進新アクションプラン^{※6}（計画期間 平成27年～平成31年）

※1 ICT（Information and Communication Technology）
「情報通信技術」の略であり、IT（Information Technology）とほぼ同義の意味を持つが、コンピュータ関連の技術をIT、コンピュータ技術の活用に着目する場合はICTと、区別して用いる場合もある。

難解な表現、専門用語には、用語解説を付しています。

県南広域振興圏

- 1 県南広域圏域の目指す将来像（目標年度：平成 30 年度）
- 2 第 2 期プランにおける成果と課題
- 3 振興施策の基本方向（平成 27 年度から平成 30 年度まで）
- 4 被災地の復興支援に向けた取組
- 5 ふるさと振興に向けた取組

- 重点施策No. 1 雇用・労働環境の整備と若者の地元定着
- 重点施策No. 2 世界に通用するものづくり基盤の構築と伝統産業の振興
- 重点施策No. 3 平泉世界遺産をはじめ多彩な資源を生かした観光振興
- 重点施策No. 4 多様な事業者のネットワークを活用した食産業の振興
- 重点施策No. 5 経営資源の継承・活用による岩手をリードする地域農業の展開
- 重点施策No. 6 生産性の高い地域林業の実践と木材産業の活性化
- 重点施策No. 7 産業を支える社会資本整備の推進
- 重点施策No. 8 地域で安心して暮らせる医療の充実と健康づくりの推進
- 重点施策No. 9 誰もが安心して生活できる支え合いの地域づくりの推進
- 重点施策No. 10 社会資本の維持管理と安全で快適なまちづくりの推進
- 重点施策No. 11 環境と共生した持続可能な地域社会の構築
- 重点施策No. 12 未来を切り拓く若者・女性が活躍する活力ある地域社会の形成

1 県南広域圏域の目指す将来像（目標年度：平成30年度）（長期ビジョンからの再掲）

「連繋」と「協働」により、地域の資源を生かしながら 世界に誇れる岩手をリードする地域

※ 連繋：人と人、あるいは団体と団体との間のつながり。圏域内の様々な主体がネットワークなどを通じてつながっている状態。

【取組の基本方向】

- ・ 本県で最も工業集積が進んでおり、また、県内有数の農業地帯であるという特長を生かし、農業と工業とがバランスよく融合した地域として、若者が定着できるような多様な職業選択の機会を確保しながら、産業振興をはじめ様々な分野で「世界に誇れる岩手」をけん引する重要な役割を發揮していきます。
- ・ 北上川を中心に、早池峰山、焼石連峰、栗駒山などの恵まれた自然環境、多くの温泉資源、平泉や早池峰神楽に代表される文化遺産など強みとなる資源があり、これらを誇りとして、守り、生かしていきます。
- ・ 行財政基盤の強化に向けた、市町村合併や県から市町への権限移譲が進んだ圏域としての強みを生かし、住民に身近な行政サービスを市や町がきめ細かく提供できる「市町優先の行政システム」の実現に取り組み、県南圏域で一体的な行政サービスの提供を図ります。
- ・ 地域の方々やNPOとの協働により、環境の維持・保全活動や公共施設・農業施設の維持管理などの取組が進んでいるという特長を生かしながら、行政と民間との垣根を越え、ものづくりや食産業の分野で行われているネットワークによる取組を様々な分野へ展開し、多様な連繋による自立した地域社会の形成を進めます。

2 第2期プランにおける成果と課題

○ 「I 地域のあらゆる資源を生かしながら、世界に通じる技術と個性ある地域素材が織りなす強い地域産業が躍動する社会の構築」

第2期プランにおいては、雇用環境の改善と若者の地元定着、世界に通用するものづくり基盤の構築、「平泉」を生かした周遊型観光の推進、多様な事業者のネットワークを活用した食産業の振興、安定した農業所得が確保できる経営体の育成、効率的で持続可能な地域林業・林産業の推進、伝統的地場産業の振興及び産業を支える社会資本整備の推進に取り組みました。

その結果、緩やかな景気の回復と産業振興施策の推進による求人不足の解消、ものづくり総合力強化や産業人材の育成、観光客入込数の東日本大震災津波前の水準への回復、農商工連携等による生産者と食品事業者の販路拡大、集落営農組織の法人化、木材生産量の増大、復興を支え、沿岸地域との交流・連携や物流の円滑化を図る道路ネットワークの構築などがおおむね順調に進みました。

一方、少子高齢化の進展や若者の県外流出等による生産年齢人口の減少等に起因する人手不足、平泉の世界遺産登録効果の希薄化等による観光客入込数の伸び悩み、米など農畜産物価格の低下等による販売額の減少、人工林伐採跡地での再生林の遅れなどの課題があります。

今後は、圏域内における雇用の機会の拡大、働きやすい労働環境の整備、若者や女性など人材の地元定着やU・Iターンの促進、世界に通用するものづくり産業を支える質の高い人

材育成、地域企業の基盤的技術力と競争力の強化、平泉世界遺産をはじめとした多彩な資源を生かした観光振興、多様な食産業事業者のネットワークを活用した企業力向上と取引拡大、市場競争力の高い農畜産物の産地化・ブランド化・高付加価値化、森林資源の維持造成や木材の安定供給、産業を支える道路ネットワークの構築などの取組を進めていきます。

○ 「Ⅱ 助け合う風土や豊かな自然を大切にしながら、安全で安心して暮らせる住みよい地域社会の形成」

第2期プランにおいては、地域医療・健康危機管理体制の構築、働き盛り年代の生活習慣病予防対策など勤労者が健康で安心して働ける環境づくり、高齢者や障がい者が地域で安心して生活できる地域づくり、社会資本の適切な維持管理と防災対策、環境と共生した持続可能な地域社会の構築、快適で活力あるまちづくりの推進に取り組みました。

その結果、地域医療における地域連携クリティカルパスの導入支援、高齢者に対する地域密着型サービスの充実、障がい者の地域生活への移行、東日本大震災津波の被災箇所の復旧対策、生活排水対策などおおむね順調に進みました。

一方、超高齢社会に向けた医療・介護等が一体となった地域完結型の医療連携体制の充実・強化、脳卒中死亡率と自殺率の低下、自然災害などに備えたハード・ソフト両面からの取組が必要となっています。

また、人口減少や高齢化の進展による労働力不足や後継者不足に伴う地域経済への影響やコミュニティ機能の低下が懸念されます。

今後は、医療・介護等が一体的かつ切れ目なく提供される地域医療体制の構築、生活習慣病予防や心の健康づくりを中心とする勤労者等の心身の健康づくり、子育てしやすい環境の整備、障がい者の自立活動の支援、環境と共生した地域社会の構築、社会資本のメンテナンスサイクルの構築、防災対策等による安全で快適なまちづくりの推進、若者や女性が活躍する活力ある地域社会の形成に向けた取組を推進していきます。

3 振興施策の基本方向（平成27年度から平成30年度まで）

県南広域振興圏の第3期プランにおいては、特に、人口減少問題に対応するために、恵まれた地域資源を最大限活用し、産業の振興による雇用の創出を図るとともに、地域の若者や女性が地域に定着、活躍し、広域的なネットワークや、行政、企業、NPO及び住民等の多様な主体による協働を更に進め、持続可能な地域社会の形成に向けた取組を推進します。

I 地域のあらゆる資源を生かしながら、世界に通じる技術と個性ある地域素材が織りなす強い地域産業が躍動する社会の構築

- 北上川流域地域の工業集積を世界的な視野で一層進めながら、人材の確保・育成、安定した雇用・労働環境の整備と若者の地元定着を図ります。
- 四季折々に表情豊かな自然環境や平泉世界遺産をはじめとした多彩な資源を生かした観光産業の振興、地域の特徴ある食材を生かした食産業の振興、多様なブランドや素材など地域の特性を最大限発揮した農林業の振興を進めます。
- 圏域の産業振興を支え、沿岸圏域など他圏域との交流により、経済波及効果をもたらす交通ネットワークの形成など、社会資本整備を進めます。

重点施策

- 1 雇用・労働環境の整備と若者の地元定着
- 2 世界に通用するものづくり基盤の構築と伝統産業の振興
- 3 平泉世界遺産をはじめ多彩な資源を生かした観光振興
- 4 多様な事業者のネットワークを活用した食産業の振興
- 5 経営資源の継承・活用による岩手をリードする地域農業の展開
- 6 生産性の高い地域林業の実践と木材産業の活性化
- 7 産業を支える社会資本整備の推進

Ⅱ 助け合う風土や豊かな自然を大切にしながら、安全で安心して暮らせる活力ある住みよい地域社会の形成

- 安全で安心して暮らせるように、医療・介護等の連携体制の充実強化や、勤労者や職場における心身の健康づくり、地域の企業等による子育て支援取組の推進、高齢者・障がい者福祉分野でのより一層質の高いサービスの提供、社会資本の維持管理や防災対策、環境と共生する持続可能な循環型社会の構築に取り組みます。
- 活力ある地域社会を形成するために、若者や女性が定住し、活躍できる環境づくりや市町や県と市町の連携などによる広域的な課題への取組を進めるとともに、地域活性化の効果が高い、国際リニアコライダー（ILC）の実現に向けた取組を推進します。

重点施策

- 8 地域で安心して暮らせる医療の充実と健康づくりの推進
- 9 誰もが安心して生活できる支え合いの地域づくりの推進
- 10 社会資本の維持管理と安全で快適なまちづくりの推進
- 11 環境と共生した持続可能な地域社会の構築
- 12 未来を切り拓く若者・女性が活躍する活力ある地域社会の形成

※ 上記重点施策の推進に当たっては、下記の観点も重視しながら取り組みます。

◎ 県際連携の推進

県際地域においては、県境を超えた地域づくりの視点が重要であり、多様な主体が参加した様々なネットワークの下で、地域資源を相互に共有した取組を促進します。

- 栗駒山や和賀山塊など県際の観光資源を活用した周遊コースの造成など、宮城県・秋田県や関係市町村と連携し、広域的な周遊観光を推進します。
- 鳥インフルエンザ等発生時に迅速かつ適切に対応するため、管内市町等との連携のもと、毎年度、広域支部としての訓練を実施します。
また、基礎情報の共有や発生時の連絡体制の確立など隣接県との連携を強化します。
- 栗駒山については、登山者情報の把握の仕方や効果的な情報伝達のあり方について、早急に検討を進めるほか、噴火シナリオやハザードマップ等の整備に向け、栗駒山周辺地域の県・市町村と連携・調整しながら検討を進めます。
- 国際リニアコライダー（ILC）の建設実現に向けて、県内市町村・東北他県市町村や関係団体と連携しながら、県民へのILCの普及啓発活動を進めるとともに、広域的なまちづくりの検討を進めていきます。

◎ 圏域連携の推進

産業分野など、広域的なスケールメリットが発揮できる取組については、他の広域振興圏と連携の上、取り組んでいきます。

- ものづくりや食産業、広域観光の振興については、多彩な資源を生かした取引、誘客の拡大を図っていきます。
- 物流の円滑化や広域的な観光を推進するための道路ネットワークの構築など産業を支える社会資本の整備を図ります。
- 野生鳥獣による農林業への被害対策については、有害鳥獣の駆除等の取組を広域的に推進します。

4 被災地の復興支援に向けた取組

県南広域振興圏の第3期プランにおいては、ものづくりや、観光、食産業等の分野において、沿岸地域との交流・連携を深め東日本大震災津波からの沿岸地域の本格復興をけん引し、県南圏域として積極的に支援します。

- 産業振興においては、圏域のみならず、沿岸の被災企業も念頭においた取組を進めるとともに、沿岸と内陸部との多様な交流・連携を促進します。
- 社会資本の整備・維持管理においては、復興を支援する災害に強く信頼性の高い交通ネットワークを構築します。
- 東日本大震災津波の経験を踏まえ、大規模災害発生時の地域の災害医療対策等を推進します。
- 放射性物質対策として、圏域内市町や関係機関と連携の上、安全・安心な農畜産物等の供給や放射能で汚染された農林業系副産物等の処理などを支援していきます。

主な取組内容

【産業】（重点施策項目No. 2～4）

- ・ ものづくり人材の育成などの取組は、県南圏域のみならず、沿岸圏域の企業へ広げます。
- ・ 「平泉」と世界文化遺産登録で共通する「橋野鉄鉱山」や沿岸地域の観光資源を生かした広域観光を推進し、東日本大震災津波からの復興を支援します。
- ・ 沿岸地域の企業と当圏域の企業が共同で行う製造、開発、販売などのビジネス連携を促進するため、ビジネス交流会を開催するとともに、マッチング活動等の支援を行います。

【社会資本整備・維持管理】（重点施策項目No. 7・10）

- ・ 内陸部から三陸沿岸各都市にアクセスする道路を整備します。
- ・ 地域において、公共施設の維持管理や災害対応を担う建設企業を育成確保するための支援に取り組めます。

【災害対策】（重点施策項目 No. 8・10）

- ・ 東日本大震災津波の経験を踏まえ、負傷者救出のための医療救護や関係機関における情報伝達等が円滑に行われるよう、災害医療訓練を実施します。
- ・ 災害等における県と関係団体等の連携強化を図るため、合同での災害対応訓練等の取組を促進します。

【放射線対策】（重点施策項目No. 5・6・10）

- ・ 牧草等の放射性物質検査を実施し、安全・安心な畜産物の生産・供給を支援するほか、汚染牧草等の焼却処理までの安定保管を支援します。
- ・ 原木しいたけの産地再生を図るため、出荷制限解除に向けた取組を加速させるとともに、安定的な原木の確保などを促進し、原木しいたけ生産の早期本格再開を支援します。
- ・ 放射能で汚染された農林業系副産物や側溝土壌等の処理に対応するため、引き続き技術的な支援や相談等を行うとともに、情報収集や関係機関との連絡調整を行います。

5 ふるさと振興に向けた取組

県南広域振興圏の第3期プランにおいては、「岩手県ふるさと振興総合戦略」に基づき、人口減少への対策として、新たな人の流れを生み出す「ふるさと振興」を展開します。

特に、若者や女性の活躍に主眼を置き、若者や女性が地域に定住し、活躍する魅力と活力ある地域社会を形成する取組を推進します。

- 若者や女性の地元定着や移住・定住の促進により、地域の活力を担う人材を確保するための取組を推進します。
- 若者や女性が活躍できる環境づくりなどにより、移住・定住者を含めた県民一人ひとりが地域の担い手として活躍できるよう取り組みます。

主な取組内容

【岩手で働く】（重点施策項目No. 1～3・5・12）

○ 雇用

- ・ 地元産業界、キャリア教育サポーターとの連携により、小・中・高校が行うキャリア教育への支援を通じて、若者の職業意識の醸成を図ります。
- ・ 圏域内の事業所訪問による企業情報の収集や、内定者向けセミナーの開催、就職後の新規高卒者採用事業所の訪問活動等により、新規高卒者の就職や職場定着を支援します。
- ・ 高校生、大学生等の希望就職先を決定するに当たり、教員、生徒・学生等の地域企業の理解を深めることにより、地元就職を促進します。
- ・ 地域企業が希望する人材を確保するため、高校卒業者及びU・Iターン希望者の採用機会を利用できるように、岩手県U・Iターンシステムの登録を働きかけるとともに、時機を捉え、高校卒業者及びU・Iターンシステムの登録を促すとともに、U・Iターン相談窓口を通じて地域企業の情報を提供します。

○ ものづくり

- ・ 企業と連携した高校生等の実践教育を充実させるとともに、ものづくりに関連する体系的な知識やノウハウの蓄積を促し、企業を支える質の高い人材の育成を図ります。
- ・ 「北上川流域ものづくりネットワーク」等の活動を通じて、小中高校生等や教員、保護者の地域企業への理解を深め、地域における若者の地元定着を促進します。

- ・ これからの伝統産業を支える若手経営者や工芸家、職人の育成を図るとともに、伝統産業に関わる事業者のネットワーク活動を支援します。

○ 観光

- ・ 平泉世界遺産のPRキャラクター「ケロ平^{ひら}」を活用し、平泉世界遺産や県南地域の観光のイメージ向上を図るとともに、若者向けの広報物の作成やSNSなどを活用した若者女性目線での情報発信を行うなど、観光客層に応じた情報発信を戦略的に推進します。

○ 農業

- ・ 農地や技術等の経営資源の円滑な継承に必要な仕組みづくりを進めるとともに、新規就農者の就農から自立・定着までの技術・経営指導等の支援体制を整備するほか、青年・女性農業者のネットワーク化を支援し、経営への積極的な参画を促します。

○ 地域活性化

- ・ 田舎暮らしに魅力を感じる人などに、移住フェアや定住・交流ツアーを通じて県南圏域の魅力を発信して岩手ファンの拡大を図り、定住を促進します。

【岩手で育てる】（重点施策項目No. 1・9・12）

○ 雇用

- ・ 仕事と妊娠・出産、子育て、介護等との両立が図られるように、関係機関と連携し、地域企業に各種助成金や認証制度等を周知しながら、仕事と生活が調和した働きやすい労働環境の整備を促進していきます。

○ 福祉

- ・ 市町と連携し、子ども・子育て支援新制度による保育サービスの充実を促進することとし、市町に必要な助言支援を行い、子育て世代の多様な保育ニーズに対応するよう努めます。
- ・ 市町と連携し、保護者が昼間家庭にいない小学生が通う「放課後児童クラブ」の利用を促進するほか、不登校の子どもたちの居場所として「フリースクール」を継続して実施するなど児童の健全育成を図ります。
- ・ 子育てしやすい職場環境や地域社会が形成されるよう、「いわて子育てにやさしい企業等」認証制度の普及拡大や「いわて子育て応援の店」の協賛店の拡充に努めます。

○ 地域活性化

- ・ 「“いきいき岩手”結婚サポートセンター」の利用を促進するなど、結婚を望む若者に対し出会いの場の提供を支援します。

【岩手で暮らす】（重点施策項目No. 12）

○ 地域活性化

- ・ 青年会議所など若者・女性のグループの地域活性化への取組を後押しするなど、若者や女性が行動力やアイデアを生かして活躍できるよう支援します。
- ・ U・Iターン等の移住・定住者、結婚や就職により独立を望む者、新社会人としての生活に不安を感じる高校・大学新卒者等が安心して新たな生活ができるよう住居対策等を進める市町への支援を行います。
- ・ 自治会活動や地域イベント活動などの地域コミュニティ機能の低下がみられる地域については、移住・定住の推進や若者が活躍する地域間の交流機能の確保、NPO法人等の支援などにより、地域コミュニティ活動の活性化を図ります。

- ふれあい道づくりの計画など市町のまちづくりの計画の策定・実施や空き家対策を支援することなどにより、中心市街地の活性化や賑わいの創出を支援します。
- 市町が取り組む定住自立圏構想を支援するとともに、人口減少対策などの共通課題について政策検討の場を通じて、県と県南圏域市町が連携し取り組みます。
- 国際リニアコライダー（I L C）の建設実現に向けて、県内市町村・東北他県市町村や関係団体と連携しながら、県民へI L Cの普及啓発活動を進めるとともに、広域的なまちづくりの検討を進めていきます。

1

I 地域産業が躍動する社会の構築

雇用・労働環境の整備と若者の地元定着

1 みんなで目指す姿

県南圏域で就職を希望する方が地域内で就職できるような雇用の機会が拡大されるとともに、仕事と生活の調和がとれた働きやすい労働環境が整備されています。

また、若者、女性、障がい者等の求職者が、それぞれの能力を発揮し、地域の産業を支える人材として職場に定着し、活躍しています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎県南圏域高卒者の管内就職率	57.8%	58.5%	59.0%	59.5%	60.0%
【目標値の考え方】 県全体における新規高卒就職者の県内就職の増加割合と同率（0.5%）に、県南圏域に就職する割合を高めようとするもの。					

現状

- 当圏域は、北上川流域を中心に工業団地等工業導入基盤の整備が早くから行われ、成長産業として期待される半導体や自動車完成品製造の誘致企業をはじめとした企業立地が進み、関連企業の集積もおおむね順調に推移しています。
特に、自動車関連分野においては、部品等の地元調達率の向上を図り、地域内での受発注の循環と地域企業の受注拡大のため、ものづくり人材の育成研修の実施による地域企業の基盤技術力向上等の取組が行われています。
- 平成 23 年 3 月の東日本大震災津波の影響を受け、雇用情勢が厳しい状況となりましたが、その後の緩やかな景気回復を受け雇用情勢は徐々に改善し、平成 27 年 7 月の県南圏域の有効求人倍率は 1 倍を超えており、多くの業種で人手不足が続いていますが、U・I ターン希望者等の就職をも支援することにより、企業人材を確保していく必要があります。
- また、経済構造の大きな変化に伴い、雇用環境も大きく変化し、期間雇用、パート、臨時などの短期的な雇用が大きな割合を占め、将来の生活設計が可能となる安定的な雇用を求める県民との間に大きなミスマッチが生じており、正規雇用の拡充に向けた取組が求められています。
- 新規高卒者の地域企業への就職率が低下傾向にあることや、地域企業が新規高卒者に求める職業意識・資質等と新規高卒者の実態に乖離が見られることから、地域企業に対する理解を深めることや地域企業ニーズに対応した人材の育成が求められています。また、地域企業においては、魅力ある職場づくりが求められています。
- 女性の有業率は、依然として、子育て環境にある 30 歳代が前後の年代よりも低い状況となっており、仕事と子育てを両立できる労働環境の整備が求められています。
- 民間企業における障がい者の実雇用率（H26 県全体）は、1.93%と最高となったものの、法定雇用率（2.0%）を満たしておらず、引き続き雇用の機会が拡大されることが求められています。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

圏域内における雇用の機会の拡大や、地域企業の魅力発信による採用力強化を支援するとと

もに、働きやすい労働環境の整備を促進します。

また、世界に通用するものづくりの技術力・競争力を有する企業等が求める人材を育成し、社会人としての基礎を築く大事な時期にある高校生等のキャリア教育や就職支援を行うとともに、関係機関が一体となって若者、女性、障がい者等の就業支援を行い、地元定着を促進します。

主な取組内容

① 雇用機会の拡大、労働環境整備の促進 ◆

- ・ ものづくり産業や食産業、観光産業をはじめとした産業振興施策の推進により、雇用の場を創出します。
特に、当圏域における「自動車」、「半導体」、「産業用機械」、「医薬品・医療機器」関連産業等の集積促進や、企業等に対する各種助成制度の周知等の取組により、雇用の拡大に努めます。
- ・ 雇用の質の確保に向け、雇用の維持・正規雇用の拡充、長時間労働の抑制等の「働き方改革^{※1}」の取組や労働条件の改善等について、産業関係団体等への要請活動を実施します。
- ・ 地域企業が希望する人材を確保するため、U・Iターン希望者の採用機会を利用できるように、岩手県U・Iターンシステム^{※2}の登録を働きかけます。
- ・ 地域企業が採用力強化に向けて、それぞれの特色や魅力を発信できるよう支援します。
- ・ 仕事と妊娠・出産、子育て、介護等との両立が図られるように、関係機関と連携し、地域企業に各種助成金や認証制度等^{※3}を周知しながら、仕事と生活が調和した働きやすい労働環境の整備を促進していきます。
- ・ 就労を希望する障がい者が、能力と適性に応じた仕事に就き、地域で自立した生活ができるように、関係機関と連携しながら、事業所訪問等を通じて働きかけます。

② 産業人材の育成、キャリア形成の支援 ◆

- ・ ものづくり分野を中心に、インターンシップや職場研修を支援し、体系的な知識やノウハウの蓄積を促し、企業を支える質の高い人材の育成と活用を図ります。
- ・ 地元産業界、キャリア教育サポーターとの連携により、小・中・高校が行うキャリア教育への支援を通じて、若者の職業意識の醸成を図ります。

③ 若者等の就職、地元定着の促進 ◆

- ・ 圏域内の事業所訪問による企業情報の収集や、内定者向けセミナーの開催、就職後の新規高卒者採用事業所の訪問活動等により、新規高卒者の就職や職場定着を支援します。
- ・ 高校生、大学生等の希望就職先を決定するに当たり、教員、生徒・学生等の地域企業の理解を深めることにより、地元就職を促進します。
- ・ 高校卒業者及びU・Iターンを希望する若者に、時機を捉え、U・Iターンシステムの登録を促すとともに、U・Iターン相談窓口^{※4}を通じて地域企業の情報を提供します。
- ・ 地域ジョブカフェ^{※5}において、個別相談、職業適性診断等のサービスや職業・求人に関する情報を提供し、若者、女性を中心とした求職者の就業を支援します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

地域企業等は、雇用の維持・拡大、職場の魅力向上に向けた労働環境の整備、企業内の人材育成に努めます。

学校は、発達段階に応じたキャリア教育を推進します。特にも、高校においては、地元の産業や企業の理解を深め、進路指導を通じて高校生の就職を支援します。

市町は、産業振興施策の推進による雇用の創出や、地域ジョブカフェ等の就業支援拠点を運営し、求職者の就業を支援します。

公共職業安定所は、職業紹介や職業訓練を通じて、求職者の就業を支援します。

県は、産業振興施策の推進による雇用の創出や、雇用の維持・正規雇用の拡充等に向けた要請、高校生等の就職・定着支援、職場の魅力向上に向けた情報を提供していきます。

県以外の主体	（企業・産業支援機関・団体等） ・雇用の維持・拡大 ・人材確保に向けた採用力強化 ・技術力向上等の人材育成の推進 ・職場の魅力向上に向けた労働環境の改善 ・企業等によるキャリア教育支援（インターンシップ、職場見学等の受入れ、出前授業の実施等） ・キャリア教育ボランティアへの参加	（学校） ・キャリア教育の推進 ・地元産業、企業の理解促進 ・就職指導（生徒と企業のマッチング）
	（公共職業安定所） ・求職者への職業紹介 ・求職者の職業訓練 ・求人の掘り起こし ・雇用維持・正規雇用拡充の要請 ・高校生等の就職支援 ・各種助成制度等の周知 ・離職者等の生活支援（雇用保険）	（市町） ・産業振興施策による雇用の創出、企業誘致 ・雇用維持・正規雇用拡充等の要請 ・離職者等の生活支援 ・求職者の就業支援
県	・産業振興施策による雇用の創出 ・雇用維持・正規雇用拡充等の要請 ・高校生等の就職・定着支援 ・キャリア教育支援 ・企業への意識啓発、各種助成金、認証制度等の周知 ・求職者の就業支援	

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																														
	～H26	H27	H28	H29	H30																										
① 雇用機会の拡大、労働環境整備の促進 目標 ◎産業振興施策による雇用創出数（人） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>786</td><td>1,100</td><td>840</td><td>840</td><td>840</td></tr> </table> ・事業所訪問件数（定着支援含む）（件） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>589</td><td>600</td><td>600</td><td>600</td><td>600</td></tr> </table> ・「いわて子育てにやさしい企業等」認証の件数（件）〔累計〕 <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>6</td><td>9</td><td>12</td><td>15</td><td>18</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	786	1,100	840	840	840	H26	H27	H28	H29	H30	589	600	600	600	600	H26	H27	H28	H29	H30	6	9	12	15	18	産業振興施策による雇用創出 雇用の維持・正規雇用等の拡充の要請活動 企業への岩手県U・Iターンシステムの周知 人材確保の現状把握 地域企業の魅力発信に向けた取組 各種助成金、認証制度等の周知 事業所訪問等を通じた障がい者雇用の働きかけ
H26	H27	H28	H29	H30																											
786	1,100	840	840	840																											
H26	H27	H28	H29	H30																											
589	600	600	600	600																											
H26	H27	H28	H29	H30																											
6	9	12	15	18																											
② 産業人材の育成、キャリア形成の支援 目標 ◎キャリア教育支援件数（件） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>116</td><td>120</td><td>120</td><td>120</td><td>120</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	116	120	120	120	120	企業の職場研修の支援 高校生の職業講話、インターンシップ等への支援 小中高のキャリア教育の支援																				
H26	H27	H28	H29	H30																											
116	120	120	120	120																											

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）														
	～H26	H27	H28	H29	H30										
③ 若者等の就職、地元定着の促進 目標 ◎高校支援訪問件数（件） <table border="1" style="margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,048</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	1,048	1,000	1,000	1,000	1,000	学校訪問による就職相談、面接指導				
	H26	H27	H28	H29	H30										
	1,048	1,000	1,000	1,000	1,000										
	新卒者雇用事業所訪問による職場定着支援														
	教員等を対象とした企業見学会の実施														
	地域ジョブカフェ等での就業相談等への対応														
就職支援セミナー等の開催															
	高校卒業者等への岩手県U・Iターンシステムへの登録の周知														

※1 働き方改革

「日本再興戦略」改訂2014（H26.6.24閣議決定）において、働き方改革の実現が掲げられ、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進等に向けた取組を強化。平成26年9月に、厚生労働大臣を本部長とする「長時間労働削減推進本部」が設置され、平成27年1月に、岩手県労働局においても「働き方改革推進本部」が設置され、本県とも連携を図りながら、企業の自主的な働き方の見直しを推進するもの。

2 岩手県U・Iターンシステム

岩手県へU・Iターン就職をしたい方と、人材を求める県内企業とのマッチングを支援するための県が運営する情報提供システム。

3 各種助成金や認証制度等

厚生労働省の雇用関係助成金、くるみん認定制度や、県の子育てにやさしい職場環境づくり助成金、いわて子育てにやさしい企業認証制度等。

4 U・Iターン相談窓口

県外窓口として、職業アドバイザーを配置し無料職業紹介も行っている岩手県Uターンセンター（いわて銀河プラザ内）、県内窓口として、いわてU・Iターンサポートデスク（ジョブカフェいわて内）を県が設置。

5 地域ジョブカフェ

主に若者を対象とした就職支援を行う市が運営する施設。県南圏域には、ジョブカフェはなまき、ジョブカフェさくら（北上市）、ジョブカフェ奥州、ジョブカフェ一関（*）がある。（*市と県との共同運営）

2

I 地域産業が躍動する社会の構築

世界に通用するものづくり基盤の構築と伝統産業の振興

1 みんなで目指す姿

世界に通用するものづくり技術力と競争力を有する企業の集積や、それを支える人材の育成や定着が進み、地域の産業や雇用を支えるとともに、県内経済をけん引しています。

また、地域の歴史、自然、風土に育まれた伝統工芸の技が継承されるとともに、消費者から「質の高い伝統的工芸品」のブランドとして支持を得ています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎①ものづくり関連分野（輸送用機械、半導体製造装置、電子部品・デバイス※1等）の製造品出荷額	㉔12,691 億円	㉕13,000 億円	㉖13,300 億円	㉗13,600 億円	㉘14,000 億円
②南部鉄器及び岩谷堂筆筒の販売額 ※2	18.1 億円	18.6 億円	19.1 億円	19.6 億円	20.1 億円
【目標値の考え方】					
① 平成 30 年までに過去最高の 13,980 億円を超えることを目指し、主力産業への集積を着実に推進するもの。					
② 現在の上昇傾向を維持し、平成 30 年に 20 億円を超えることを目指すもの。					

現状

- ものづくり産業分野においては、自動車産業をはじめとして県内で最も工業集積が進んでおり、ものづくり関連分野の製造品出荷額が県全体の 83.8%、事業所数が 68.9%、従業員数が 74.6%を占め、本県「ものづくり産業」のけん引役を担っています。
- 一方、少子化による学生・生徒の減少、さらに高専・大学等で育成を進めている人材の県外流出などにより、ものづくり技術の継承と人材の確保、地元定着の促進が喫緊の課題となっています。
- 県内立地企業の地元調達率は十分ではないことから、地域企業の提案力（設計開発）や加工対応力、品質管理能力の向上などのものづくり基盤技術の強化や、地域におけるサプライチェーンの構築が求められています。
- また、こうした地域企業の競争力強化を図りながら、これまでの自動車や半導体関連産業に加え、医療機器や、近い将来実現が期待される国際リニアコライダー（ILC）の関連産業などの新産業分野への新規参入や取引拡大、立地環境や交通インフラの整備等を進め、ものづくり基盤を更に強化していく必要があります。
- 水沢鋳物（南部鉄器）は、中国への輸出に支えられ、販売額の減少に歯止めがかかる一方、岩谷堂筆筒や秀衡塗については、国内消費の低迷により減少傾向が続いています。
- また、伝統産業の従事者の減少や高齢化が進んでいることから、若手の工芸家や職人の育成を図り、伝統産業を将来にわたって支え継承していく人づくりに取り組む必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

世界に通用するものづくり基盤を構築するため、北上川流域ものづくりネットワークや大学

等教育機関などとの連携のもとに、企業を支える質の高い人材の育成、若者の地元定着を促進します。また、ものづくり基盤的技術力の強化やQCD（品質、コスト、納期）水準の向上など、地域企業の競争力強化に取り組むとともに、自動車や半導体関連産業、加速器関連産業などへの新規参入や取引拡大などによる産業の更なる集積に向けた取組を進めます。

また、南部鉄器等の伝統産業の振興を図るため、若手の経営者や工芸家等の育成や技術の継承、商品力やブランドなどの「強み」を生かした販売機会の創出や魅力の発信に取り組めます。

主な取組内容

① ものづくり人材の育成・地元定着の促進 ☆ ◆

- ・ 企業と連携した高校生等の実践教育を充実させるとともに、ものづくりに関連する体系的な知識やノウハウの蓄積を促し、企業を支える質の高い人材の育成を図ります。
- ・ 「北上川流域ものづくりネットワーク」等の活動を通じて、小・中学生、高校生等や教員、保護者の地域企業への理解を深め、地域における若者の地元定着を促進します。

② 地域企業の競争力強化の支援 ◆

- ・ 企業の技術者層を対象とした、ものづくり基盤的技術力及びQCD対応力の強化や、経営者及び管理者層を対象としたマネジメント力の向上のための集合研修を実施するとともに、企業のニーズや課題を踏まえたオーダーメイド型の研修などにより、地域企業の競争力向上を図ります。

③ 新規参入・取引拡大による産業集積の促進 ◆

- ・ 企業間のマッチングやグループ化による共同受注などに向けた支援を通じ、自動車や半導体関連産業など本県の中核産業への新規参入や、これらの産業における企業間の取引拡大を図るとともに、当圏域の完成品メーカーなどを中心としたサプライチェーンの構築に取り組めます。
- ・ 国際リニアコライダー（ILC）の実現を見据え、関連産業への参入促進に向けた取組を支援します。

④ 伝統産業の振興 ◆

- ・ これからの伝統産業を支える若手経営者や工芸家、職人の育成を図るとともに、伝統産業に関わる事業者のネットワーク活動を支援します。
- ・ これまで築いてきた商品力やブランドの「強み」を生かしながら販路の拡大を支援するとともに、伝統工芸の魅力発信に取り組めます。

3 取組に当たっての協働と役割分担

ものづくり企業等は、人材の育成や生産体制の整備等、競争力の強化に努めます。また、伝統産業の事業者は伝統的工芸品等の販路拡大や商品開発などに取り組めます。

教育機関及び産業支援機関は、産学官連携によるものづくり人材の育成・供給や企業の技術力強化支援などに、市町においては工業団地など立地環境の整備による企業支援などを行います。

県においては、「北上川流域ものづくりネットワーク」を中心としながら、優れたものづくり人材を継続して育成し地元定着を図る仕組みづくり、企業の技術力向上や取引拡大の支援、伝統産業における人材育成支援などに取り組めます。

また、「岩手県中小企業振興条例」を踏まえ、中小企業の新たな事業分野の開拓や環境の変化に対応した経営力の向上に向けた支援を行います。

県以外の主体	（企業、事業者等） ・ 集積関連産業への参入、取引拡大 ・ 後継者・ものづくり人材の育成、社内生産体制の整備、産業支援施策の積極的活用 ・ 伝統工芸の継承、新商品の開発、販路拡大 など	（教育機関、産業支援機関） ・ 産学官連携によるものづくり人材の育成、供給 ・ ものづくり企業への技術力強化支援、産業支援機能の強化 ・ 伝統工芸実習等への学生派遣 など
	（市町） ・ 産業支援機関との連携による人材育成 ・ 小中学生を対象とするものづくり教育の充実 ・ 企業誘致活動の推進 ・ 企業立地環境の整備促進、各種優遇制度の適用 ・ 伝統産業関連事業者が行う販路拡大等への支援 など	
県	・ ものづくり人材育成ネットワークの運営、ものづくり人材確保のための総合対策の推進 ・ ものづくり企業の競争力強化支援、産業支援機関連携強化 ・ 集積関連産業の企業間ネットワーク形成、集積促進 ・ 地域企業の集積関連産業への新規参入、取引拡大促進 ・ 企業のニーズ把握 ・ 若手経営者、工芸家、職人等の育成支援 ・ 伝統産業関連事業者等の行う販路拡大、情報発信の支援 など	

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																								
	～H26	H27	H28	H29	H30																				
① ものづくり人材の育成・地元定着の促進 目標 ◎小中学生の工場見学・出前授業等の実施回数（回） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>54</td><td>67</td><td>70</td><td>73</td><td>76</td></tr> </table> ・高校生の技能検定合格者数（人） [H26～累計] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>419</td><td>800</td><td>1,200</td><td>1,600</td><td>2,000</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	54	67	70	73	76	H26	H27	H28	H29	H30	419	800	1,200	1,600	2,000	小中学校からのキャリア教育の推進、高校生の技能実習				
H26	H27	H28	H29	H30																					
54	67	70	73	76																					
H26	H27	H28	H29	H30																					
419	800	1,200	1,600	2,000																					
						学生、教員、保護者向け地域企業情報の提供																			
										地域における地元定着のモデル事業															
② 地域企業の競争力強化の支援 目標 ◎生産管理関連講座受講者数（人） [H26～累計] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>140</td><td>280</td><td>420</td><td>560</td><td>700</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	140	280	420	560	700						企業のQCD対応能力の強化に向けた講習等の実施									
H26	H27	H28	H29	H30																					
140	280	420	560	700																					
										地域企業の経営力強化支援															
③ 新規参入・取引拡大による産業集積の促進 目標 ・新規受注支援件数 ^{※3} （件） [H26～累計] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>35</td><td>70</td><td>105</td><td>140</td><td>175</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	35	70	105	140	175						自動車、半導体等中核産業への新規参入、関連企業の取引拡大支援									
H26	H27	H28	H29	H30																					
35	70	105	140	175																					
										サプライチェーンの構築															

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																								
	～H26	H27	H28	H29	H30																				
④ 伝統産業の振興 目標 ◎短期実習受講者数（人）〔H26～累計〕 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4</td> <td>8</td> <td>12</td> <td>16</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table> ・展示会への出展事業者数（件） 〔H26～累計〕 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26</td> <td>50</td> <td>75</td> <td>100</td> <td>125</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	4	8	12	16	20	H26	H27	H28	H29	H30	26	50	75	100	125					
H26	H27	H28	H29	H30																					
4	8	12	16	20																					
H26	H27	H28	H29	H30																					
26	50	75	100	125																					
	若手経営者、工芸家、職人の育成支援、ネットワーク連携交流、伝統工芸短期実習の実施																								
	首都圏等での継続的な販売機会の確保																								
	伝統工芸サポーターの登録拡大、活動の展開																								

- ※1 デバイス
 IC（集積回路）、ダイオード、トランジスタなど、何らかの特定機能を持った電子部品。
- 2 南部鉄器及び岩谷堂筆筒の販売額
 県南圏域の協同組合が毎年度公表している販売額の合計。
- 3 新規受注支援件数
 ものづくり関連分野における県、市町及び産業支援機関の支援による新規受注成立件数。

3

I 地域産業が躍動する社会の構築

平泉世界遺産をはじめ多彩な資源を生かした観光振興

1 みんなで目指す姿

平泉世界遺産をはじめとする歴史・文化や、魅力ある自然、食等の多彩な資源を活用し、観光振興を図るとともに、平泉世界遺産の普遍的な価値を生かした地域づくりが進められ、国内外から多くの人々が圏域を訪れています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎ 県南圏域の観光入込客数（延べ人数）	1,127.2 万人回	1,128.1 万人回	1,129.0 万人回	1,129.9 万人回	1,130.8 万人回
<p>【目標値の考え方】 平成 26 年を基準年(1,127.2 万人回)として、国内人口が減少する傾向の中、観光入込客数においては、国内観光客は現状の維持を目指し、外国人観光客は、平成 27 年以降、平成 25 年から平成 26 年の増加傾向を維持し、年 0.9 万人回の増加を目指すもの。 注) 観光客入込数(延べ人数)は、国が定めた「観光客入込客統計に関する共通基準」に基づく延べ人数。(歴年集計)</p>					

現状

- 平成 26 年の県南圏域の観光客入込数は、1,127.2 万人回(県全体での 1 人当たりの平均宿泊数は 1.17 泊)であり、東日本大震災津波前(平成 22 年)の状況まで回復しています。観光振興により地域を更に活性化させるためには、宿泊者数を増やす必要があり、広域的な周遊滞在型観光の推進が求められます。
- 国内人口が減少する中、今後、当圏域の観光客入込数を増やすためには、海外からの誘客拡大が重要です。
台湾からの観光客は東日本大震災津波前の状況に回復していますが、韓国や中国からの入込数は回復していません。このため、東アジアや他国から誘客を拡大することが必要です。
- 「平泉の文化遺産」は、平成 23 年 6 月に世界文化遺産として登録され、平成 26 年 3 月には、平泉世界遺産を将来の世代に継承し、これを保存・活用した地域振興を図るため「平泉世界遺産の日条例」を制定しました。
- 釜石市の「橋野鉄鉱山」が「明治日本の産業革命遺産」の構成資産として平成 27 年 7 月に世界文化遺産に登録されました。また、当圏域においては、東稲山山麓地域の世界農業遺産の認定に向けた取組が進められています。
- 観光客のニーズは、これまでの祭りや旧所名跡の見学などに加え、「食」「体験」などと多様化しており、農業、食産業などとも連携し、地域の多彩な資源を活用することが必要です。
- 第 71 回国民体育大会・第 16 回全国障害者スポーツ大会、ラグビーワールドカップ 2019 が本県を会場に開催されるとともに、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等が開催されます。こうした各種スポーツ大会の開催の機会を捉えて誘客の取組を進める必要があります。
- 北海道新幹線や自動車専用道路などの交通インフラの整備や、いわて花巻空港と台湾を結ぶ国際定期便就航への取組など、交通ネットワークの整備の取組が進められています。本県では、主要な観光地が点在することから、空港や駅からの二次交通の確保や主要観光ルートにある「道の駅」などを活用することが必要です。
- にぎわいがあり、誰もが訪れやすくなるような地域を目指すには、情報発信を強化するとともに、宿泊施設、観光施設等でのホスピタリティーの向上や、ICT^{※1}環境の充実を図ることが必要です。

- 東北観光推進機構^{※2}が外国人観光客を東北地方への誘客を目指した「日本の奥の院・東北探訪ルート」形成計画を策定し、平成27年6月に国から広域観光周遊ルートとして認定を受けました。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

平泉世界遺産をはじめ地域の多彩な観光資源を活用した広域的な周遊滞在型観光を推進し、住民が誇れる地域を目指すとともに、ホスピタリティー向上を図る人材育成、二次交通の確保など受入態勢整備に加えて、観光客層に応じた観光情報の発信や誘客活動に取り組みます。

外国人観光客を誘致するため、関係機関と連携した情報発信や、ICT環境の整備などの受入態勢整備に取り組みます。また、いわて花巻空港と台湾を結ぶ国際便を活用し、岩手と台湾の交流人口の拡大につながる取組を促進します。

主な取組内容

① 地域資源を生かした魅力的な観光地づくり ☆ ◆

- ・ 平泉世界遺産を核とした地域の観光を推進するとともに、同遺産と県内外の観光地を結ぶ広域的な周遊滞在型観光ルートを推進します。また、「平泉世界遺産の日」(6月29日)の制定の趣旨を踏まえ、シンポジウムの開催などを通じて同遺産の普遍的価値の普及・浸透を図り、地域の活性化を推進します。
- ・ 「平泉」と世界文化遺産で共通する「橋野鉄鉦山」や沿岸地域の観光資源を生かした広域観光を推進し、東日本大震災津波からの復興を支援します。
- ・ 東稲山山麓地域が持つ豊かな農村の魅力が広く伝わるよう、世界農業遺産への認定の取組を支援するとともに、農村における地域活性化と観光資源としての魅力向上を図ります
- ・ 栗駒山や和賀山塊など県際の観光資源を活用した周遊コースの造成など、宮城県・秋田県や関係市町村と連携し、広域的な周遊観光を推進します。
- ・ これまでの平泉や早池峰神楽などの「文化遺産」、「祭り」「自然」などの地域の多様な素材や「偉人」「地域ゆかりの著名人」などの足跡を生かした観光に加え、観光客の多様なニーズを取り入れたグリーンツーリズム^{※3}等の体験型観光や工場見学等の産業観光など、地域の多彩な資源を観光に活用した取組を推進します。
- ・ 各種スポーツ大会などの開催を契機にスポーツツーリズム^{※4}を促進するとともに、各種学会・大会の誘致など、交流人口の拡大に結び付く取組を支援します。
- ・ 主要観光地間の「道の駅」などにおいて、周辺観光の促進に取り組みます。

② 観光人材の育成や二次交通などの受入態勢の整備 ◆

- ・ 公共交通機関やレンタカー事業者などと連携し、二次交通の確保の取組を支援します。
- ・ 観光施設従事者のホスピタリティー向上を図る人材育成の取組などを支援します。
- ・ W i - F i 等の整備やユニバーサルデザイン化の推進など、観光客の利便性向上を図り、誰もが観光を楽しめるよう、受入態勢の整備の取組を支援します。

③ 効果的な情報発信と誘客活動の推進 ◆

- ・ 平泉世界遺産のPRキャラクター「ケロ^{ひら}平」を活用し、平泉世界遺産や県南地域の観光のイメージ向上を図るとともに、若者向けの広報物の作成やSNS^{※5}などを活用した若者女性目線での情報発信を行うなど、観光客層に応じた情報発信を戦略的に推進します。
- ・ 各種スポーツ大会や各種イベントを活用し、地域の観光の魅力を情報発信します。
- ・ 隣接圏域である仙台圏や誘致企業本社が多い中京圏での誘客活動を行うとともに、北海道などの学校に対し教育旅行の誘致に取り組むなど、対象を明確にして効率的な誘客に取り組みます。

④ 国際観光の振興 ◆

- ・ 海外の旅行者や外国人観光客に情報発信するインバウンド商談会や国際旅行博の参加情報を東北観光推進機構などと連携し、引き続き各市町や関係機関と共有し、誘客活動を支援します。
- ・ 観光案内板の外国語表示や外国人からのニーズの高いW i - F i の設置やカード決済の普及、免税店の設置の取組を支援するとともに、観光事業者を対象としたインバウンド研修会の開催などを通じて受入態勢の整備を促進します。
- ・ 台湾からの本県への誘客を図るとともに、本県と台湾との学校や企業・団体等の交流を促進します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

観光事業者等は、ホスピタリティーの向上、受入態勢の整備や魅力的な商品開発などに、行政と適切な役割分担のもと、連携して取り組んでいきます。

また、市町・観光協会は、地域における各取組主体相互の連携・協働をコーディネートするなど、地域資源の発掘や受入態勢の整備を推進します。

県は、広域的な観光産業間の連携、市町との事業調整など、地域全体が元気になる観光産業の振興を図ります。

県以外 の主体	（商工団体、観光事業者等） <ul style="list-style-type: none"> ・ ホスピタリティー向上、受入態勢の整備 ・ 地域資源を活用した旅行商品の造成 ・ 情報発信力の強化 	（市町、観光協会） <ul style="list-style-type: none"> ・ 「平泉の文化遺産」の保存・活用推進 ・ 地域資源の発掘 ・ 受入態勢の整備など
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「平泉の文化遺産」活用推進組織の運営、事業の調整、実施 ・ 教育旅行誘致に係る圏域の情報発信 ・ 他圏域との調整や県際連携の推進など ・ 観光産業間などの連携のコーディネート ・ 外国人を含む観光客の動態把握（発地、入込状況等） 	

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）														
	～H26	H27	H28	H29	H30										
① 地域資源を生かした魅力ある観光地づくり 目標 ◎県南圏域での宿泊者数（千人）															
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> <tr> <td>2,295.0</td> <td>2,344.0</td> <td>2,347.1</td> <td>2,364.5</td> <td>2,388.2</td> </tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	2,295.0	2,344.0	2,347.1	2,364.5	2,388.2	平泉とその先への周遊滞在型観光の推進				
H26	H27	H28	H29	H30											
2,295.0	2,344.0	2,347.1	2,364.5	2,388.2											
	平泉の普遍的な価値を生かした地域づくりの推進														
	観光客のニーズの多様化に対応した地域資源の活用推進														
	橋野鉄鉱山など他圏域との連携と秋田・宮城県との県際連携の推進														
	スポーツツーリズムの促進・各種学会・大会の誘致														
	道の駅などを活用した周遊情報の発信														

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）														
	～H26	H27	H28	H29	H30										
<p>② 観光人材の育成や二次交通などの受入態勢の整備</p> <p>目標</p> <p>◎ホスピタリティー向上セミナー等受講者数（人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	0	50	50	50	50	<p>二次交通確保の取組を支援</p> <p>ホスピタリティー向上を図る人材の育成支援</p> <p>ICT環境の整備、ユニバーサルデザイン化等の受入態勢整備の支援</p>				
H26	H27	H28	H29	H30											
0	50	50	50	50											
<p>③ 効果的な情報発信と誘客活動の推進</p> <p>目標</p> <p>◎県南圏域の教育旅行客入込数（千人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>91.5</td> <td>97.1</td> <td>102.7</td> <td>108.3</td> <td>113.9</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	91.5	97.1	102.7	108.3	113.9	<p>各種スポーツ大会等を活用した情報発信</p> <p>仙台圏や中京圏での誘客活動</p> <p>教育旅行誘致のためのエージェント訪問及び情報提供</p>				
H26	H27	H28	H29	H30											
91.5	97.1	102.7	108.3	113.9											
<p>④ 国際観光の振興</p> <p>目標</p> <p>◎県南圏域の外国人観光客入込数（千人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>37.9</td> <td>46.7</td> <td>55.6</td> <td>64.4</td> <td>73.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※従業員10名以上の施設</p>	H26	H27	H28	H29	H30	37.9	46.7	55.6	64.4	73.3	<p>インバウンドセミナー等の開催</p> <p>外国人観光客受入態勢の整備支援</p> <p>台湾との学校交流や、企業・団体交流の支援促進</p>				
H26	H27	H28	H29	H30											
37.9	46.7	55.6	64.4	73.3											

関連する計画

- 「平泉の文化遺産」活用推進新アクションプラン^{※6}（計画期間 平成27年～平成31年）

※1 ICT（Information and Communication Technology）

「情報通信技術」の略であり、IT（Information Technology）とほぼ同義の意味を持つが、このアクションプランにおいては、コンピューター関連の技術をIT、コンピューター技術の活用に着目する場合をICTと、区別して用いる。

2 東北観光推進機構

東北の観光の認知度向上と、国内外の観光客等の誘致を推進し、観光産業の振興と東北経済の発展に寄与することを目的に、平成19年6月に設立された組織（東北6県、新潟県、仙台市、（一社）東北経済連合会、JR、大手旅行会社等が加入）。

3 グリーンツーリズム

農山漁村と都市との交流等による農山漁村の活性化を目的に、農山漁村において、農地や森林、海洋などの生産基盤、農林水産物、景観、歴史、伝統文化、地域固有の産業、その他地域資源を介して行われる多様な交流活動。

4 スポーツツーリズム

交流人口の拡大や地域経済への波及効果を目的に、スポーツ参加者や観戦者が観光地を周遊するなど、スポーツと観光を組み合わせた新しい魅力を創出する取組。

5 SNS（Social Networking Service）

インターネット上の交流を通して社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築するサービスのこと。

6 「平泉の文化遺産」活用推進新アクションプラン

「平泉の文化遺産」を訪れる方々に、地域の魅力を感じていただくよう、遺産を活用した地域振興策として取り組むべき事項を示したもの（平成27年3月 岩手県世界遺産保存活用推進協議会策定）。

4

I 地域産業が躍動する社会の構築

多様な事業者のネットワークを活用した食産業の振興

1 みんなで目指す姿

南いわて食産業クラスター形成ネットワーク※を中心とした多様な事業者の活動等により、地域の食産業全体の活性化や競争力の強化が図られています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎食料品製造出荷額	㉕730 億円	㉖737 億円	㉗744 億円	㉘752 億円	㉙760 億円
【目標値の考え方】 県外との経済交流の促進、食と観光を生かした新たなビジネスの創出、食産業ネットワークを活用した企業支援等を通じ、東日本大震災津波の影響により落ち込んだ食料品製造出荷額を平成 30 年度までに東日本大震災津波前の水準にすることを旨とする。					

現状

- 県全体の食品製造業において、県南圏域の事業所数の割合は 34%、従業員数の割合は 28%、出荷額の割合は 23%（730 億円、平成 25 年度）を占め、他圏域に比べ事業規模が小さく、全国展開している中核企業が少ないため、企業力向上や販路拡大のための取組が求められます。
- 当圏域では、一次産業と二次・三次産業との連携を目指し、産学官等からなる「南いわて食産業クラスター形成ネットワーク」が組織され、その会員数は設立時（平成 20 年度）の 87 から現在は 300 を超えており、今後、会員相互の連携による取組の更なる活発化が期待されます。
- 県全体で取り組んでいる東京、大阪、福岡への販路拡大に加え、当圏域では身近な大消費地である仙台圏や、管内ものづくり企業との連携による名古屋圏での販路拡大に取り組んでおり、これらの取組を更に拡大していく必要があります。
- 沿岸地域の食産業事業者等と連携し、県外に対してオール岩手による一体的な販路拡大を推進することにより、沿岸地域の復興に寄与することが期待されます。
- 花巻ひえカレー、北上コロッケ、奥州はっと、一関もち、いちのせきハラミ焼など地域の食材を生かしたご当地グルメによるまちおこしの取組が活発に行われており、これらの取組の一層の発展が期待されます。
- 当圏域には平泉世界遺産など県を代表する観光スポットがあり、第 71 回国民体育体会・第 16 回全国障害者スポーツ大会など様々なイベントを通じて、今後、国内外から多くの方が管内を訪れることから、こうした機会をとらえ、食と観光を生かした新商品開発や地域ブランドの確立が求められます。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

「南いわて食産業クラスター形成ネットワーク」の活動を通じて、農産物や食品などの付加価値向上やアドバイザー派遣等による企業力向上を推進するとともに、仙台圏や名古屋圏など県外への販路拡大や沿岸地域とのビジネス交流による取引拡大を積極的に推進します。また、食と観光の連携による新商品開発などの地域ブランドづくり等を積極的に支援します。

主な取組内容

- ① 「南いわて食産業クラスター形成ネットワーク」を生かした企業力向上の支援 ◆
 - ・ 当圏域の食産業振興の基盤として、地域の生産者、食品企業、大学・試験研究機関、金融機関、行政等による連携活動を、より一層充実させます。
 - ・ 会員企業がお互いの経営資源を活用し、製造、開発、販売等に共同で取り組むビジネス連携を支援することにより、企業力向上や競争力強化を図ります。また、地域の農林水産業と商工業等との連携（農商工連携）を強化します。
 - ・ 会員企業へのアドバイザー派遣等により、次世代経営者等の人材育成や生産性向上など経営課題解決等の支援を行います。
- ② 「地域食材」を生かした取引拡大の促進 ☆ ◆
 - ・ 地域の農産物やその加工食品等について、県全体で取り組んでいる東京、大阪、福岡への販路拡大に加え、近隣圏域である仙台圏で商談会等を実施するとともに、管内ものづくり企業を通じてつながりを深めている名古屋圏において、社員食堂への食材・メニュー提供や商談会等を実施し、販路拡大を促進します。
 - ・ 食品企業等が求める食材や地域の農産物の生産状況などを把握しながら、食材取引の拡大を支援します。また、「南いわて食産業クラスター形成ネットワーク」会員間の連携等による県内外への販路拡大を支援します。
 - ・ 沿岸地域の企業と当圏域の企業が共同で行う製造、開発、販売などのビジネス連携を促進するため、ビジネス交流会を開催するとともに、マッチング活動等の支援を行います。
- ③ 「食と観光」を生かした地域ブランド確立の支援 ◆
 - ・ 地域の特色ある資源（二子さといも（北上）、雑穀（花巻）、もち食（一関）など）を核としたご当地グルメなど、食と観光の結び付きによる新商品の開発や地域ブランドの確立に向けて、推進体制の整備、新商品開発、生産管理、販路拡大などを総合的に支援します。
 - ・ 平泉世界遺産などの観光客をはじめ、第71回国民体育大会・第16回全国障害者スポーツ大会やラグビーワールドカップ2019の来県者など、国内外から訪れる多くの方を対象とした、土産品やメニューの開発など、食と観光の連携による魅力ある商品づくりを積極的に支援します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

企業・事業者は、食産業ネットワークへの参画とともに新商品開発、販路拡大に取り組みます。市町は、関係団体と連携して食材取引に関する情報提供や取引支援に取り組みます。

県は、産学官金が参画する協働のネットワークの充実・強化や県外の販路拡大支援、食と観光を生かしたビジネス機会の創出に取り組みます。

県以外の主体	<p>（食品事業者、農業生産法人、商工関係団体等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食産業ネットワークへの参画 ・ 求める食材の情報提供、食材取引の講座等参加 ・ 経営基盤の強化、商品ブランドの確立 ・ 新商品やメニューの開発、販路の拡大など 	<p>（市町）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食産業ネットワークへの参画 ・ 食材取引に関する情報提供・相談・取引支援 ・ 関係情報の提供、関係機関等の連携支援 ・ 地域主体の新たなビジネス展開といった複合的な取組の支援など
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食産業ネットワークの運営支援 ・ 販路拡大に関する情報提供・相談・取引支援等 ・ 商品づくり相談会・商談会・研修会等の開催 ・ 地域食材を活用した地域主体の取組支援など ・ 食産業ネットワークを活用したビジネス交流会や、企業間のマッチング活動への支援 	

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																				
	～H26	H27	H28	H29	H30																
<p>① 「南いわて食産業クラスター形成ネットワーク」を生かした企業力向上の支援</p> <p>目標</p> <p>◎連携プロジェクト支援件数（件） [新規/累計]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">H26</th> <th style="width: 20%;">H27</th> <th style="width: 20%;">H28</th> <th style="width: 20%;">H29</th> <th style="width: 20%;">H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">12</td> <td style="text-align: center;">15</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ネットワーク組織参加団体数（団体）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">H26</th> <th style="width: 20%;">H27</th> <th style="width: 20%;">H28</th> <th style="width: 20%;">H29</th> <th style="width: 20%;">H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">305</td> <td style="text-align: center;">320</td> <td style="text-align: center;">335</td> <td style="text-align: center;">350</td> <td style="text-align: center;">365</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	3	6	9	12	15	H26	H27	H28	H29	H30	305	320	335	350	365	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">運営委員会・総会等ネットワーク活動の推進</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">研究会活動・企業連携活動の支援</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">当圏域外企業のネットワーク活動への参画支援</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">メルマガによる情報発信</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">食品企業等の企業力強化の取組支援</div>
H26	H27	H28	H29	H30																	
3	6	9	12	15																	
H26	H27	H28	H29	H30																	
305	320	335	350	365																	
<p>② 「地域食材」を生かした取引拡大の促進</p> <p>目標</p> <p>◎各種フェア商談会参加企業数（件） [累計]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">H26</th> <th style="width: 20%;">H27</th> <th style="width: 20%;">H28</th> <th style="width: 20%;">H29</th> <th style="width: 20%;">H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">214</td> <td style="text-align: center;">400</td> <td style="text-align: center;">600</td> <td style="text-align: center;">800</td> <td style="text-align: center;">1,000</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	214	400	600	800	1,000	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">多様な販路拡大・取引などの取組支援</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">地域食材の情報提供・相談・取引支援</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">食の安全安心への普及啓発及び販売PR</div>										
H26	H27	H28	H29	H30																	
214	400	600	800	1,000																	
<p>③ 「食と観光」を生かした地域ブランド確立の支援</p> <p>目標</p> <p>◎ご当地グルメ取扱店舗数（件）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">H26</th> <th style="width: 20%;">H27</th> <th style="width: 20%;">H28</th> <th style="width: 20%;">H29</th> <th style="width: 20%;">H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">147</td> <td style="text-align: center;">151</td> <td style="text-align: center;">155</td> <td style="text-align: center;">159</td> <td style="text-align: center;">162</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	147	151	155	159	162	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">ご当地グルメなど食と観光の連携の取組支援</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">国体等を契機としたお土産品やメニュー開発等支援</div>										
H26	H27	H28	H29	H30																	
147	151	155	159	162																	

※ 南いわて食産業クラスター形成ネットワーク（通称：食クラネット）
 食に関わる農業生産法人等生産者、食品企業、大学等試験研究機関、行政及び商工会議所、JA等関係機関、金融機関で平成19年6月18日設立。会員数は315法人・組織・団体（平成27年8月1日現在）。ビジネスチャンスの拡大、新たなビジネスパートナーとの出会い、新規分野参入の加速化と人材育成を支援。
 参考 産業クラスター：「特定地域の特定の産業分野で、企業、大学、産業活動の支援機関などが、様々な連携と競争を行って、そこから次々と新商品が生まれ、企業が創出・成長する状態」をいう。本来、クラスターとは「ブドウの房」の意味。

5

I 地域産業が躍動する社会の構築

経営資源の継承・活用による岩手をリードする地域農業の展開

1 みんなで目指す姿

農地、技術などの経営資源の着実な継承・活用により、地域農業を支える経営体が安定した農業所得を確保するとともに、消費者や実需者に支持される農畜産物の産地化、ブランド化や、高付加価値化が進み、岩手をリードする地域農業が展開されています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎農畜産物の販売額	775億円	776億円	777億円	778億円	779億円
【目標値の考え方】 水田を活用した土地利用型作物や園芸、畜産の生産性向上に加え、米・園芸・畜産等のブランド化や高付加価値化等により、農畜産物の販売額の増加を目指すもの。					

現状

- 「地域農業マスタープラン^{*1}」は、県南圏域内の全ての地域で策定（171プラン）されており、このプランに基づく地域自らの担い手育成や農地の集積・集約化等の活動を促進する必要があります。
- 認定農業者^{*2}（3,840経営体）については、経営改善計画の達成率が低く（33%）、計画達成に向け、規模拡大等の取組を一層進める必要があります。また、集落営農組織（309組織）については、法人化等の経営発展を促進する必要があります。
- 新規就農者は、毎年90人前後で推移しており、早期自立に向けた技術習得や経営の安定化を支援するとともに、青年・女性農業者の経営参画等を促し、地域農業の維持・発展を図る必要があります。
- 米については、極良食味の県オリジナル新品種が開発され、その主産地としてブランド化の取組が重要です。また、米価下落に対応し、生産費の一層の低減や米以外の品目の導入・拡大等が必要です。
- 園芸及び畜産については、生産者の高齢化による規模縮小や離農が進んでおり、産地の維持・拡大に向けて、雇用の確保や外部支援組織の活用等による経営規模拡大等を図る必要があります。
- 県南圏域においては、日本穀物検定協会の最高ランク「特A」を20回獲得している「県南ひとめぼれ」や、「前沢牛」、「江刺りんご」等の地域ブランド^{*3}の更なる評価向上のほか、所得向上に向けた農畜産物の高付加価値化の取組が必要です。
- 農村地域では、高齢化や人口減少が進んでいるため、農業・農村が有する多面的機能の維持・増進に向け、地域住民等の協働により、農地等の保全管理を進めていく必要があります。
- 原子力発電所事故に伴う放射性物質対策については、消費者に安全・安心な農畜産物を提供するため、放射性物質検査等に引き続き取り組んでいく必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

地域農業を支える経営体を育成するため、経営資源が円滑に継承される仕組みづくりに取り組むとともに、認定農業者等の経営能力の向上、経営の効率化・規模拡大、新規就農者の確保・育成、青年・女性農業者の経営参画等を促進するとともに、生産基盤の整備を推進します。

また、市場競争力の高い農畜産物の産地化を進めるため、県オリジナル水稻新品種のブランド化や、稲作生産コストの低減、園芸・畜産の大規模経営体の育成、新たな品目や新技術の導

入等を図るとともに、地域の農畜産物の一層のブランド化や、地域資源を活用した6次産業化を促進します。

さらに、地域住民等の協働により、農村資源や環境の維持・保全を促進します。

主な取組内容

① 地域農業を力強くけん引する経営体の育成 ◆

- ・ 「地域農業マスタープラン」に基づく中心経営体への農地の集積・集約化を促進するとともに、生産基盤の整備や、機械・施設等の導入を支援し、効率的な作業や生産性の向上等を図ります。
- ・ 認定農業者、集落営農組織等の法人化など、経営発展に向けた研修会や指導等を実施し、安定的に農業所得が確保できる経営体の育成を図ります。
- ・ 農地や技術等の経営資源の円滑な継承に必要な仕組みづくりを進めるとともに、新規就農者の就農から自立・定着までの技術・経営指導等の支援体制を整備するほか、青年・女性農業者のネットワーク化を支援し、経営への積極的な参画を促します。

② 市場競争力の高い農畜産物の産地化の促進 ☆ ◆

- ・ 県オリジナル水稲新品種「銀河のしずく」及び「岩手118号」のブランド化に向け、全国トップクラスの高品質・良食味米が生産できる栽培技術を指導します。また、稲作低コスト生産技術の普及や、土地利用型作物・加工業務用野菜等の導入・拡大等により、水田農業の生産性の向上を図ります。
- ・ 園芸については、安定生産・省力化技術の導入や、大規模団地の形成、雇用確保等により大規模経営体の育成を図るとともに、果樹・花きの計画的な新改植等により、産地拡大と生産性向上を図ります。
- ・ 畜産については、冬期屋外飼養等の新技術の導入等による生産性の向上を図るとともに、キャトルセンター^{※4}等外部支援組織の機能強化等により規模拡大を促進し、大規模経営体の育成を図ります。また、牧草等の放射性物質検査を実施し、安全・安心な畜産物の生産・供給を支援するほか、汚染牧草等の焼却処理までの安定保管を支援します。

③ 農畜産物のブランド化・高付加価値化の促進 ◆

- ・ 市町、JA、生産者、企業等と連携した販売促進フェアの開催等により、水稲新品種「岩手118号」や「前沢牛」等地域ブランドの評価向上に取り組みます。
- ・ 加工技術や販路に係る相談会・研修会の開催や、農商工連携・農福連携等による商品開発の促進、産地直売施設の運営改善指導等により、6次産業化を促進します。

④ 地域協働による農村資源の保全 ◆

- ・ 日本型直接支払制度等を活用し、地域協働による農地・水路等の生産基盤の保全管理や、環境保全型農業の取組を支援します。
- ・ 地域住民や企業等が参画したアドプト協定^{※5}の締結を促進し、農業用水利施設の維持管理体制づくりを支援します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

生産者や農業団体等は、「地域農業マスタープラン」の実現に向けた実践活動や、産地の維持・拡大のための新規栽培者の確保・育成、農畜産物の生産販売拡大に取り組むほか、農地等の農村資源の維持・保全などに取り組めます。

市町は、生産者・農協等の産地づくりや、認定農業者・集落営農組織の経営発展、新規就農者の確保・育成、地域ブランドの評価向上、日本型直接支払制度の活用などを支援します。

県は、市町や農協等と連携して、地域農業を支える経営体の経営発展や、青年・女性農業者の経営参画等を促進するとともに、生産基盤の整備や機械・施設導入、地域ブランドの評価向上、6次産業化、日本型直接支払制度の活用などを支援します。

県以外 の主体	<p>(生産者・農業団体等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「地域農業マスタープラン」の実現に向けた実践活動（生産者） 生産者への営農指導、雇用確保支援等による生産拡大（生産者、JA、農業振興協議会） 新規栽培者の確保、育成（生産者、JA） 農畜産物の有利販売への取組（生産者、JA） 地域ブランドの育成、販促活動（生産者、JA、農業振興協議会） 6次産業化の取組（生産者、JA） 日本型直接支払制度の活用やアドプト協定の締結等による農村資源の維持・保全（生産者、企業） 	<p>(市町)</p> <ul style="list-style-type: none"> 認定農業者等の経営計画策定支援 集落営農組織の設立や法人化への合意形成支援 新規就農者の確保・育成に係る体制整備・強化 生産基盤整備や機械・施設導入等に対する支援 6次産業化の取組支援 地域ブランドの評価向上対策の企画、支援 日本型直接支払制度の活用支援
県	<ul style="list-style-type: none"> 「地域農業マスタープラン」の実践支援 地域農業を支える経営体に対する技術・経営指導、法人化、雇用確保等の支援 新規就農者の確保・育成に係る体制整備、青年・女性農業者のネットワーク化等への支援 生産基盤整備の実施、機械・施設導入等に対する支援 地域ブランドの評価向上に向けた事業等の企画、支援 6次産業化の取組に係る課題解決支援 日本型直接支払制度の活用支援 アドプト協定の締結支援 	

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																																								
	～H26	H27	H28	H29	H30																																				
<p>① 地域農業を力強くけん引する経営体の育成</p> <p>目標</p> <p>◎リーディング経営体*6の育成対象数（経営体）[累計]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>6</td><td>12</td><td>14</td><td>16</td><td>18</td></tr> </table> <p>・集落型農業法人数（法人）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>90</td><td>107</td><td>121</td><td>138</td><td>153</td></tr> </table> <p>・認定新規就農者数（人/年）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>36</td><td>29</td><td>29</td><td>29</td><td>29</td></tr> </table> <p>・水田整備率*7（%）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>54.1</td><td>54.2</td><td>54.4</td><td>54.6</td><td>54.8</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	6	12	14	16	18	H26	H27	H28	H29	H30	90	107	121	138	153	H26	H27	H28	H29	H30	36	29	29	29	29	H26	H27	H28	H29	H30	54.1	54.2	54.4	54.6	54.8	<p>リーディング経営体候補の認定農業者等への経営改善に向けた技術・経営指導</p> <p>経営拡大に意欲のある認定農業者等に対する経営発展に向けた研修会等の開催及び参加誘導</p> <p>法人化に向けた集落の合意形成等の促進</p> <p>集落営農の経営上の課題(園芸導入、農地の集積・集約化等)解決に向けた技術・経営指導</p> <p>就農促進のための支援体制の整備</p> <p>支援体制の強化(受入品目や受入経営体の拡充)</p> <p>新規就農に対する各種支援制度の活用促進</p> <p>ほ場整備事業の計画的な実施</p>
H26	H27	H28	H29	H30																																					
6	12	14	16	18																																					
H26	H27	H28	H29	H30																																					
90	107	121	138	153																																					
H26	H27	H28	H29	H30																																					
36	29	29	29	29																																					
H26	H27	H28	H29	H30																																					
54.1	54.2	54.4	54.6	54.8																																					

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																																								
	～H26	H27	H28	H29	H30																																				
<p>② 市場競争力の高い農畜産物の産地化の促進</p> <p>目標</p> <p>◎「岩手118号」作付面積（ha）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>100</td> <td>600</td> </tr> </tbody> </table> <p>・水稲の直播栽培面積（ha）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>590</td> <td>775</td> <td>790</td> <td>825</td> <td>860</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎系統園芸販売額（百万円/年）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7,910</td> <td>7,988</td> <td>8,067</td> <td>8,146</td> <td>8,250</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎繁殖牛21頭以上の経営体数（経営体）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>124</td> <td>134</td> <td>143</td> <td>154</td> <td>164</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	0	0	0	100	600	H26	H27	H28	H29	H30	590	775	790	825	860	H26	H27	H28	H29	H30	7,910	7,988	8,067	8,146	8,250	H26	H27	H28	H29	H30	124	134	143	154	164	<p>現地栽培試験 → 栽培マニュアルを活用した一般栽培への技術指導</p> <p>栽培研究会の設立 → 栽培研究会による技術向上</p> <p>大規模実証の実施、研修会の開催等による低コスト生産技術の普及</p> <p>安定生産・省力化技術の導入、加工業務用野菜等新たな品目の導入、計画的な新改植の推進、機械・施設の導入支援</p> <p>キャトルセンター、公共牧場の活用、コントラクター^{※8}等の育成、新技術の導入指導、機械・施設の導入支援</p> <p>牧草等の放射性物質検査、汚染牧草等の焼却処理までの安定保管</p>
H26	H27	H28	H29	H30																																					
0	0	0	100	600																																					
H26	H27	H28	H29	H30																																					
590	775	790	825	860																																					
H26	H27	H28	H29	H30																																					
7,910	7,988	8,067	8,146	8,250																																					
H26	H27	H28	H29	H30																																					
124	134	143	154	164																																					
<p>③ 農畜産物のブランド化・高付加価値化の促進</p> <p>目標</p> <p>◎地域ブランドの販売額（百万円/年）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6,259</td> <td>6,270</td> <td>6,300</td> <td>6,333</td> <td>6,366</td> </tr> </tbody> </table> <p>・産直施設の年間販売額（百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4,745</td> <td>4,870</td> <td>4,912</td> <td>4,974</td> <td>5,026</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	6,259	6,270	6,300	6,333	6,366	H26	H27	H28	H29	H30	4,745	4,870	4,912	4,974	5,026	<p>「岩手118号」の消費者PR</p> <p>関係機関・団体と連携した販売促進フェア等の開催支援</p> <p>産直のマーケティングや商品開発等に係る指導、機械・施設の導入支援</p>																				
H26	H27	H28	H29	H30																																					
6,259	6,270	6,300	6,333	6,366																																					
H26	H27	H28	H29	H30																																					
4,745	4,870	4,912	4,974	5,026																																					
<p>④ 地域協働による農村資源の保全</p> <p>目標</p> <p>◎水田における地域協働等の取組面積割合（%）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>81.6</td> <td>87.1</td> <td>87.6</td> <td>88.0</td> <td>88.5</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	81.6	87.1	87.6	88.0	88.5	<p>制度改正に伴う住民説明、市町等への事務支援</p> <p>生産者組織による農地・水路等の保全管理の促進</p>																														
H26	H27	H28	H29	H30																																					
81.6	87.1	87.6	88.0	88.5																																					

関連する計画

- ・いわての美味しいお米生産・販売戦略（計画期間 平成27年度～平成29年度）
- ・岩手県野菜産地成長ビジョン（計画期間 平成26年度～平成30年度）
- ・岩手県花き振興計画（計画期間 平成27年度～平成30年度）
- ・岩手県果樹農業振興計画（計画期間 平成23年度～平成32年度）
- ・岩手県酪農・肉用牛生産近代化計画（計画期間 平成23年度～平成32年度）
- ・希望郷いわての農業農村整備計画（計画期間 平成21年度～平成30年度）

県南圏域重点施策 No. 5 経営資源の継承・活用による岩手をリードする地域農業の展開

- ※1 地域農業マスタープラン
集落段階での話し合いに基づき、地域の中心となる個別経営体、集落営農組織への農地集積、中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めた地域農業のあり方等を記載した計画で、市町村等が策定。
- 2 認定農業者
「農業経営改善計画」を市町村に提出し、市町村長から「農業経営基盤強化促進法」に基づく認定を受けた農業者。
- 3 地域ブランド
各地域の銘柄牛、江刺りんご等の重点的に販売促進に取り組む品目。
- 4 キャトルセンター
子牛（哺育・育成）や繁殖雌牛（分娩等）を集中管理するための共同利用施設。農家は、牛を一定期間まとめて施設に預けることで、肉用牛生産に係る労力を軽減するとともに、飼養頭数の増頭を図ることができるもの。
- 5 アドプト協定
アドプトとは、「養子縁組」の意味で、農業用排水路やため池などの農業用施設の一部分を「養子」とみなし、地域（自治会・団体・学校）や企業などが「里親」となって、従来管理している土地改良区や市町村に代わって施設の保守管理を行う制度。
- 6 リーディング経営体
年間3千万円（肉牛肥育及び酪農は5千万円）以上の販売額を実現する経営体や、法人化した集落営農組織で経営の多角化等に取り組む先導的な経営体。
- 7 水田整備率
30a 区画程度以上に整備された水田面積の割合。
- 8 コントラクター
労力や飼料生産機械に余裕のある飼料生産機械利用組合等が中心となり、近隣の畜産農家等の飼料生産を請け負う組織。

6

I 地域産業が躍動する社会の構築

生産性の高い地域林業の実践と木材産業の活性化

1 みんなで目指す姿

造林が進み森林資源が充実し、林業労働力の強化により生産性の高い地域林業が行われています。地域から木材が安定的に供給され、木材産業が活性化されています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎林業産出額	㉕53 億円	㉖54 億円	㉗55 億円	㉘55 億円	㉙56 億円
【目標値の考え方】 大型合板工場や木質バイオマス発電施設の進出などによる県産材の需要の増加が見込まれることから、基準年から平成30年度にかけて3億円の増加を目指すもの。					

現状

- 県南圏域は、森林所有規模が零細であり、森林所有者に代わって所有森林を管理する森林経営委託を促進し、それを担う地域けん引型林業経営体^{*1}の経営基盤の強化が必要となっています。
- 森林資源は人工林を中心に充実しており、伐採更新や搬出間伐^{*2}、造林などの森林施業を早急かつ計画的に実行していく必要があります。
- 松くい虫対策では、薬剤散布などにより重要松林の保全に努めているほか、未被害地域への被害拡大を防止するため、被害防除監視帯^{*3}等での監視や駆除を実施しています。また、「ナラ枯れ」被害については、小規模ながら被害が継続していることから、県民ボランティアなどによる監視体制を構築しつつ、広葉樹林の伐採・更新（若返り）を進めています。
- 多様な公益的機能を有する森林環境を維持保全するため、「いわての森林づくり県民税」を財源に、管理が行き届かない森林の整備を進めています。
- 地震災害等で発生した荒廃地の復旧と土石流等による災害を未然に防止するため、治山事業による計画的な施設の整備が求められています。
- 当圏域では、平成27年に大型合板工場が整備され、平成28年には木質バイオマス発電施設が稼働する予定となっており、既存の製紙会社へのチップ供給と併せ、針葉樹・広葉樹を合わせた木材の安定した供給体制の確立が求められています。
- しいたけ等の特用林産物^{*4}は、原発事故に起因する放射性物質の影響により、生産販売に支障が生じています。特にも、原木しいたけは国の出荷制限を受けておりましたが、一部制限が解除され出荷を再開する生産者が徐々に増えてきており、今後とも原木しいたけの産地再生に向けた取組を加速させる必要があります。
- 地域特有の特用林産振興として、林床アジサイの栽培拡大に向けた取組や林間ワサビの栽培開始など、森林空間を有効活用できる複合経営作物に対する期待が高まっています。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

林業労働力の確保を進め、森林施業の集約化^{*5}による低コスト素材生産を促進するとともに、計画的な造林により森林資源の維持・造成を図ります。また、地域材の需要に対応するため、広

葉樹も含めた木材の安定供給に取り組みます。さらに、原木しいたけの生産再開など、特用林産物の生産振興に取り組みます。

主な取組内容

① 林業の担い手育成の支援 ◆

- ・ 今後、増大が見込まれる木材需要などに対応するため、地域けん引型林業経営体等の労働力確保や経営基盤強化に向けた取組を支援していきます。
- ・ 低コストな搬出間伐などの素材生産に対応する林業技能者の育成を支援していきます。

② 森林の整備・保全の促進 ◆

- ・ 人工林の計画的な伐採を促進し、再造林などによる森林資源の維持・造成を図ります。路網の整備や高性能林業機械の効率的な活用により、施業を集約化した低コストな搬出間伐などを促進します。広葉樹資源の有効活用とナラ枯れ被害対策にも資する広葉樹伐採を促進し、広葉樹林の若返りを図ります。
- ・ 松くい虫被害の拡大阻止を図るため、被害監視帯での監視と駆除を強化し、被害のまん延地域での樹種転換を促進します。
- ・ ナラ枯れ被害対策については、市町等関係機関との連携により、監視体制の強化を図り、被害木の早期発見・早期駆除を進めていきます。
- ・ 森林の公益的機能の維持増進を図るため、「いわての森林づくり県民税」を活用し、手入れの行き届かない人工林を広葉樹の入り混じった森林に誘導します。
- ・ 地域の安全・安心を確保するため、荒廃森林等の復旧が必要な箇所は、治山施設の整備や植栽等を行い、適切な森林の維持保全を図ります。

③ 木材供給システム整備の促進 ◆

- ・ 大型の木材加工施設の需要等に対応するため、広葉樹も含めた地域材が安定供給されるよう関係者間の情報共有を促進します。
- ・ 木材加工・流通体制の整備に向けた取組を支援し、製材用材、合板用材から燃料用材までニーズに応じて仕分けて、無駄なく使う「カスケード利用」を促進します。
- ・ 林地残材や松くい虫被害木などの未利用木質資源を有効に活用し、発電や熱エネルギー等の木質バイオマス利用を促進します。

④ 特用林産物生産の振興 ☆ ◆

- ・ 原木しいたけの産地再生を図るため、出荷制限解除に向けた取組を加速させるとともに、安定的な原木の確保などを促進し、原木しいたけ生産の早期本格再開を支援します。
- ・ 需要の増大が期待される林床アジサイの生産拡大の取組を支援するとともに、林間ワサビ栽培の生産指導を強化していきます。

3 取組に当たっての協働と役割分担

地域林業を持続していくためには、地域において必要な担い手が確保され、林業経営体が安定した経営を進めながら林業生産活動を行っていく必要があります。

このため、森林組合等林業経営体においては、森林経営計画を積極的に作成し、集約的かつ効率的な森林整備を行うとともに、木材の安定供給できる生産に取り組みます。

特用林産物の生産者、木材関連企業においては、消費者のニーズに即し、品質の向上、安全・安心の確保を目指すとともに、安定した生産・供給に取り組みます。

県においては、関係市町との役割分担と連携のもと、地域林業をけん引する担い手の育成、森林の整備・保全、圏域にとらわれない木材供給システムの整備と運用、特用林産物の生産振興などに取り組みます。

県以外の主体	(企業・森林組合等)	(市町)
	<ul style="list-style-type: none"> 森林施業の実践 森林経営計画の作成 林業労働力の確保・技能者の育成 木材製品の品質向上と安定供給 特用林産物の品質の向上、安全・安心の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村森林整備計画の策定、実行 林業活性化に向けた助言、活動支援 地域材の率先利用 森林の整備、保全 路網の整備
県	<ul style="list-style-type: none"> 森林経営計画の作成支援 林業活性化に向けた検討協議の場の提供 集約化等の取組に対する指導、支援 担い手の育成強化 市町村森林整備計画の策定支援 	<ul style="list-style-type: none"> 森林の整備、保全 治山施設等の整備 地域材の率先利用 路網の整備

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																								
	～H26	H27	H28	H29	H30																				
① 林業の担い手育成の支援 目標 ◎林業従事者 ^{※6} 数（人） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>572</td><td>574</td><td>576</td><td>578</td><td>580</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	572	574	576	578	580	地域けん引型林業経営体等の経営基盤強化支援 林業技能者の育成・支援														
H26	H27	H28	H29	H30																					
572	574	576	578	580																					
② 森林の整備・保全の促進 目標 ◎造林面積（ha） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>104</td><td>120</td><td>135</td><td>155</td><td>180</td></tr> </table> ◎森林経営計画認定面積（ha） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>46,092</td><td>49,500</td><td>53,000</td><td>56,500</td><td>60,000</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	104	120	135	155	180	H26	H27	H28	H29	H30	46,092	49,500	53,000	56,500	60,000	低コスト造林の実証・普及定着 森林経営計画の作成支援 森林病害虫被害の監視強化と防除の促進（枯死経過木処理、樹種転換と広葉樹伐採の促進） 地域の安全・安心を確保する治山施設の整備				
H26	H27	H28	H29	H30																					
104	120	135	155	180																					
H26	H27	H28	H29	H30																					
46,092	49,500	53,000	56,500	60,000																					
③ 木材供給システム整備の促進 目標 ◎県産材供給量（千m ³ ） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>㊸328</td><td>㊹340</td><td>㊺355</td><td>㊻390</td><td>㊼425</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	㊸328	㊹340	㊺355	㊻390	㊼425	カスケード利用の普及定着 合板工場整備 原木の安定供給支援 木質バイオマス利用の支援（枯死経過木処理など未利用木質資源の利用促進）														
H26	H27	H28	H29	H30																					
㊸328	㊹340	㊺355	㊻390	㊼425																					
④ 特用林産物生産の振興 目標 ◎原木しいたけ出荷再開生産者数（人） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>32</td><td>100</td><td>135</td><td>160</td><td>190</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	32	100	135	160	190	出荷制限解除の支援（原木しいたけ・山菜等） 「原木しいたけ産地再生応援隊」による生産指導 地域に特化した特用林産物の栽培支援 栽培者確保や生産量拡大の支援														
H26	H27	H28	H29	H30																					
32	100	135	160	190																					

県南圏域重点施策 No. 6 生産性の高い地域林業の実践と木材産業の活性化

- ※1 地域けん引型林業経営体
森林所有者に代わって地域単位に生産性の高い森林経営を実践している林業経営体（「地域けん引型林業経営体」は本県独自の名称）。
- 2 搬出間伐
伐採した木材を林内に残置せず、利用することを目的とした間伐方法。
- 3 被害防除監視帯
松くい虫未被害地域への被害拡大を防ぐため、県が被害地域と未被害地域の境界に設定する監視エリア。
- 4 特用林産物
きのこ類、山菜類、木炭等、森林原野において生産される産物で、木材を除くものの総称。（本施策でのアジサイは、林間を活用したアジサイ栽培であることから便宜上特用林産物として扱っている。）
- 5 森林施業の集約化
関係する所有者の合意形成を図り、近隣の森林をまとめて行う施業。
- 6 林業従事者
立木の伐採処分及び製炭などの業務に従事する者。

7

I 地域産業が躍動する社会の構築

産業を支える社会資本整備の推進

1 みんなで目指す姿

高規格幹線道路等のネットワークが構築され、重要港湾と内陸の工業団地が効率的に結ばれるとともに、圏域を越えた交流・連携や広域的な観光が促進され、三陸沿岸地域の復興にも寄与しています。また、主要な工業団地間、都市間、平泉世界遺産等の主要な観光地間を結んだ道路整備が進み、産業を支える社会資本の整備も図られています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎内陸部と沿岸部を結ぶルートにおける都市間平均所要時間	92分	91分	90分	90分	83分
【目標値の考え方】 高規格幹線道路 [※] や主要な一般国道を利用して、内陸の4市（花巻市、北上市、奥州市、一関市）と重要港湾を有する沿岸部の2市（釜石市、大船渡市）を最短時間で結ぶ4ルートにおける平均所要時間について、平成30年度までに9分の時間短縮を目指すもの。 注) 平均所要時間が1分短縮されることは、各都市間の平均距離がおおむね1km短縮されることに相当する。					

現状

- 現在、新直轄方式による「東北横断自動車道釜石秋田線」の整備が進められ、完成区間が順次供用開始されていますが、物流（輸送）の効率化に向け高速交通ネットワークが整備されるとともに、インターチェンジへの接続道路の利便性の向上を図る道路の早期整備が必要となっています。
- 国道4号沿線の工業団地には、自動車関連産業等の企業が集中しており、交通渋滞が発生しているため、国道4号の4車線拡幅整備やバイパスの整備が求められています。
- 「平泉の文化遺産」の世界遺産登録を契機として観光客が増加しており、また、「橋野鉄鉱山」が新たに世界遺産登録されたことにより、更なる観光客の増加が期待されることから、観光客が平泉の文化遺産をはじめとする県内各地の観光地を気軽に周遊することができるように、道路などの社会資本整備を進めていく必要があります。
- 既存の高速道路等を有効活用し、観光地へのアクセス改善や物流の効率化を図るためのスマートインターチェンジの整備が進んでいます。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

工業製品や食品等の搬送の利便性を向上させ、産業振興を支援するために、高規格幹線道路等の整備を促進するとともに、内陸部から三陸沿岸各都市にアクセスする道路、インターチェンジにアクセスする道路や国道4号を補完する道路等の整備を推進します。

平泉の文化遺産をはじめとする主要な観光地を結ぶ道路や主要な工業団地間を結ぶ道路など、地域間の交流・連携の基盤となる道路の整備を推進します。

主な取組内容

① 物流の効率化と三陸沿岸地域の復興を支援する道路整備の推進 ☆

- ・ 高規格幹線道路「東北横断自動車道釜石秋田線」や一般国道4号の整備を促進します。
- ・ 高規格幹線道路の整備に合わせて、インターチェンジへのアクセス道として、一般国道107号「奥州市梁川～北上市口内工区」の整備を推進するほか、一般国道340号「遠野市立丸峠工区」、一般国道397号「奥州市小谷木橋工区」等の復興支援道路の整備を推進します。
- ・ 一般国道284号「一関市室根バイパス工区」、一般国道343号「一関市渋民バイパス工区」等の広域的な産業振興を支援する道路の整備を推進します。

② 地域間の交流・連携を図る道路整備の推進

- ・ 主要地方道一関北上線「奥州市荒谷工区、一関市柵の瀬橋工区」、主要地方道北上東和線「北上市平成大橋工区」、主要地方道花巻北上線「花巻市島工区、北上市黒岩工区」等の整備を推進します。
- ・ 奥州及び平泉スマートインターチェンジの整備を促進するとともに、奥州スマートインターチェンジへのアクセス道として、一般県道衣川水沢線「奥州市奥州S I C工区」の整備を推進します。
- ・ 平成27年3月に被災した国道107号西和賀町杉名畑地区については、早期に2車線確保して通行可能となるように、復旧対策を進めます。

3 取組に当たっての協働と役割分担

東北横断自動車道釜石秋田線の整備や国道4号の整備を促進するとともに、物流（輸送）の効率化や産業振興、交流・連携を支援する道路の整備を推進し、国道、県道、市町道が一体となったネットワークの構築に取り組む必要があります。

このため、国は、東北横断自動車道釜石秋田線と国道4号の整備に取り組めます。

市町は、国道や県道等の整備と連携した市町道の整備に取り組めます。

県は、国・市町等と連携し、内陸部と沿岸部を結ぶ道路やインターチェンジへのアクセス道路等の整備に取り組めます。

<p>県以外の主体</p>	<p>(国)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東北横断自動車道釜石秋田線の整備 ・ 国道4号の整備 など <p>(市町)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町道の整備 ・ スマートインターチェンジの整備など 	<p>(高速道路会社)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スマートインターチェンジの整備
<p>県</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道（県管理）の整備 ・ 県道の整備 ・ スマートインターチェンジの整備 	

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）														
	～H26	H27	H28	H29	H30										
<p>① 物流の効率化と三陸沿岸地域の復興を支援する道路整備の推進</p> <p>目標</p> <p>◎道路整備事業完了工区数（箇所）[累計]（H27～H30）10箇所</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> <tr> <td>3</td> <td>4</td> <td>7</td> <td>9</td> <td>13</td> </tr> </table> <p>※H26 に花泉バイパスは供用開始</p>	H26	H27	H28	H29	H30	3	4	7	9	13	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 国道 342 号 花泉バイパス (H27 完了予定) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 遠野住田線 新里(H28 完了予定) 国道 283 号 上郷道路(H28 完了予定) 国道 397 号 分限城～赤金 (H28 完了予定) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 国道 284 号 室根バイパス(H29 完了予定) 国道 343 号 一ノ通(H29 完了予定) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 国道 107 号 梁川～口内(H30 完了予定) 国道 284 号 石法華(H30 完了予定) 国道 340 号 立丸峠(H30 完了予定) 国道 342 号 白崖(H30 完了予定) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 国道 396 号 上宮守 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 国道 343 号 渋民 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 国道 397 号 小谷木橋 </div>				
H26	H27	H28	H29	H30											
3	4	7	9	13											
<p>② 地域間の交流・連携を図る道路整備の推進</p> <p>目標</p> <p>◎道路整備事業完了工区数（箇所）[累計]（H27～H30）11箇所</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> <tr> <td>27</td> <td>27</td> <td>31</td> <td>36</td> <td>38</td> </tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	27	27	31	36	38	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 国道 456 号 摩王(H28 完了予定) 一関北上線 二渡(H28 完了予定) 一関北上線 荒谷(H28 完了予定) 北上東和線 平成大橋(H28 完了予定) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 花巻北上線 島(H29 完了予定) 花巻北上線 黒岩(H29 完了予定) 花巻大曲線 小倉山の2(H29 完了予定) 衣川水沢線 奥州 SIC(H29 完了予定) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> ゆだ錦秋湖停車場線 岩滑橋(H30 完了予定) 北上和賀線 小田中(H30 完了予定) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 一関北上線 柵の瀬橋 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> (都)山目駅前釣山線 中央町2丁目(H29 完了予定) </div>				
H26	H27	H28	H29	H30											
27	27	31	36	38											

※ 高規格幹線道路
 全国的な自動車高速交通網を形成する自動車専用道路のこと。高速自動車国道、一般国道の自動車専用道路などからなる。県内では、東北縦貫自動車道（弘前線、八戸線）、東北横断自動車道（釜石秋田線）、三陸縦貫自動車道、八戸・久慈自動車道がある。

8

Ⅱ 安全で安心して暮らせる活力ある住みよい地域社会の形成

地域で安心して暮らせる医療の充実と健康づくりの推進

1 みんなで目指す姿

地域の医療機能の分化と連携が図られることにより適切な医療サービスが受けられる体制が構築されるとともに、将来、団塊の世代が後期高齢者となることに備え医療と介護等の連携体制が構築されています。また、住民が症状に応じた適切な受診行動が実践されています。

日常から生命や健康を脅かす事態（健康危機）の発生に備え、保健・医療・福祉などの関係機関団体や行政の連携により、危機管理体制が構築されています。

また、勤労者とその職場（組織）が積極的に心と体の健康づくりに取り組み、生活習慣病や心の健康について心配のないいきいきとした健康な生活を送っています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎①病院と診療所（開業医）の役割分担の認知度	56.9%	61.4%	65.9%	70.4%	75.0%
②メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合	㉔27.6%	㉕26.6%	㉖25.6%	㉗24.7%	㉘23.8%
③従業員のメンタルヘルスケアに取り組んでいる企業・事業所の割合	42%	42%	61%	61%	80%

【目標値の考え方】

① 平成30年度の計画目標値については、県全体では60%（H30）とし、年0.8ポイントの増加を目指すのに対し、県南圏域では、県平均を上回る75.0%とし、年約4.5ポイントの増加を目指すもの。

② 国の目標設定の考え方に準じ、平成20年度のメタボリックシンドローム該当者及び予備群の者の割合30.6%を平成24年度までに27.5%（平成20年度の割合を10%減〔⇒30.6%×0.9〕）以下に、また、平成29年度までに22.9%（平成20年度の割合を25%減〔⇒30.6%×0.75〕）とするもの。（健診結果は2年後に判定）

③ 「企業・事業所行動調査」（県）結果によるもの。（2年ごとの調査）
国の平成29年度までの目標値80%の伸び率に倣い目標値を設定。

現状

- 2025年には団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、入院・在宅医療等や介護サービスの需要拡大が予想されることから、医療機能の分化と連携、在宅医療の取組、医療、介護等の必要なサービスが確保される体制の整備が求められています。
- 夜間など通常の診療時間外の時間帯に安易に医療機関を受診することや、症状の軽重に関わらず大病院を受診する傾向があることなどが、効率的な医療提供が十分に行われない要因の一つとされています。
- 大規模な自然災害や事故災害が発生すると、通常の診療能力をはるかに超えた負傷者が同時に大量に発生します。また、新型の感染症は、世界的な大流行となるおそれがあり、多数の健康被害とこれに伴う社会・経済の混乱が懸念されています。
- 平成25年度の当圏域のメタボリックシンドローム該当者及びその予備群の割合は27.9%で、県平均と同程度ですが、これら該当者等が減少するためには、働き盛り年代の「特定健診・特定保健指導」への積極的な参加と県民自ら意識した生活習慣の改善が特に必要であり、事業所の特定健診等への理解と協力が重要となります。

- 当圏域の脳血管疾患年齢調整死亡率は、県平均より高い状況となっています。平成 25 年度に県内で初めて「脱脳卒中宣言事業」に着手し、死亡率は徐々に減少傾向にありますが、適切な血圧管理の推進と生活習慣の改善に向けて更に取り組んでいく必要があります。
- 平成 26 年度「事業所の健康づくり状況調査」の結果、効果的な受動喫煙防止対策に取り組んでいる事業所の割合は 50.3%であり、更に受動喫煙防止対策を推進していく必要があります。
- 特定給食施設等において、適正な塩分摂取等基準を満たさない施設の割合が高い地域もあることから、特定給食施設等への働きかけを更に推進していく必要があります。
- 平成 26 年度学校保健統計によれば、どの学年においても本県の学齢期の肥満者割合が全国値より高い状況となっており、若年期からの肥満対策を含めた生活習慣病予防対策をさらに推進していく必要があります。
- 当圏域の自殺死亡率は、平成 15 年をピークに、平成 21 年以降減少傾向にありましたが、平成 25 年以降県平均よりも高い地域があります。自殺者は、働き盛り年代の男性が多く、自殺者を減少させるためには、自殺者の多い年代をターゲットにした取り組みを進める必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

医療機関の機能と役割分担に応じた地域医療連携体制の構築支援や、症状等に応じた適切な受診が行われるよう住民への普及啓発活動を推進します。また、自然災害や新型の感染症などの健康危機に対する管理体制を構築します。

勤労者とその職場が心と体の健康づくりに積極的に取り組むよう、事業所訪問や出前講座を通じた事業所等への働きかけなどを進めるとともに、市町など関係機関との連携を図り、食育や若年期からの肥満対策を含めた生活習慣病予防対策や心の健康づくりへの働きかけを進めます。

あわせて、特定給食施設等への働きかけを通じ、若年期からの適正な食生活習慣の定着に向けて健康づくりに関する良好な環境づくりを推進します。

また、勤労者の心の健康づくりを推進するため、一次（疾病予防）、二次（早期発見）、三次予防（リハビリテーション）及び多様な機関・団体との連携を密にした自殺予防対策を推進します。

主な取組内容

① 地域完結型の医療連携体制の構築

- ・ 医療関係者等の協議の場を設けるなどして、地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携や、医療と介護の連携を図ります。
- ・ 住民が勤務医の業務過重や地域医療に対する理解を深め、症状や医療機関の役割分担に応じた適切な受診が行われるよう、普及啓発活動を行います。

② 災害医療及び感染症対策に係る実地訓練などの実施 ☆

- ・ 東日本大震災津波の経験を踏まえ、負傷者救出のための医療救護や関係機関における情報伝達などが円滑に行われるよう、災害医療訓練を実施します。また、新型の感染症（エボラ出血熱、新型インフルエンザ、MERS など）に対応するため、体制整備や実地訓練などを実施します。

③ 生活習慣病予防 ◆

ア 働き盛り年代の生活習慣病予防対策の推進

- ・ 働き盛り年代の心と体の健康づくりのため、出前講座により事業所での生活習慣病予防のための適度な運動の推進や、効果的な受動喫煙防止に関する普及啓発を進めます。
- ・ 飲食店等における禁煙・分煙の取組を促進します。

イ 若年期からの生活習慣病予防対策の推進

- ・ 幼稚園、保育所（園）等の関係機関・団体と連携し、望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進を図るなど、子どもたちが将来望ましい健康行動を選択し行動が取れるよう、子どもたちや保護者等へ若年期からの肥満予防についての健康講話等を行い、生活習慣病予防対策を推進します。
- ・ 特定給食施設等への指導を強化し、塩分摂取等の適正な栄養管理基準を満たす特定給食施設等の割合を増やし、健康づくりに関する良好な環境づくりを推進します。

④ 心の健康づくりの推進 ◆

- ・ 「自殺対策アクションプラン（県計画・圏域版）」に基づき、予防から早期発見、遺族ケアまでの総合的な取組を推進します。特に、働き盛り年代へのアプローチとして、事業所等への訪問や出前講座を関係団体と連携して推進します。
- ・ 自分自身と身近な人への心の健康づくりに積極的に取り組めるよう、事業所、市町等と連携し、出前健康講座を通じて、うつ病に関する正しい理解についての普及啓発を図ります。
- ・ 地域や職場内での見守りを図るため、ゲートキーパーの養成等を促進するとともに、市町、医療機関、事業所等と連携しハイリスク者を早期に発見し、必要な支援につなげます。

3 取組に当たっての協働と役割分担

① 医療

医療機関は、介護サービス等との一層の連携を図ることが期待されています。

市町は、住民が受診に係る正しい理解と行動が促進されるよう、普及啓発を行うことが求められます。

住民は、かかりつけ医をもつことや、適切な受診をすることが期待されています。

県は、医療機関間の機能分化や連携に係る調整・支援や、適切な受診行動に係る住民への普及啓発を行います。

また、大規模災害時及び新型の感染症発生時の医療を適切に確保するため、医療関係者、住民団体、市町、県などが連携して危機管理体制の整備や総合的な訓練の実施などを行います。

② 保健

市町は、心と体の健康の保持増進のため、きめ細やかな相談対応や広報紙等による普及啓発等の予防活動に努めます。

事業所は、従業員への特定健診・特定保健指導受診勧奨と受診体制整備及び事後措置の体制を整備し、生活習慣病予防に関する正しい知識の普及などに努めます。

住民・勤労者は、特定健診・特定保健指導の受診と正しい生活習慣等への理解と行動に努めます。

県は、関係機関と連携し、勤労者とその事業所が心と体の健康づくりに積極的に取り組むことができるよう、正しい知識の普及、情報の提供や改善のための仕組みづくりを行い、事業所や市町の支援を行います。

県以外の主体	<p>(医療機関)</p> <p>(1) 医療</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療と介護等の連携 住民への啓発 災害医療や感染症対策の実地訓練などへの参加 <p>(2) 保健</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定健診等実施計画に沿った特定健診・特定保健指導の円滑な実施 生活習慣病予防の強化（普及啓発、相談や支援体制整備） 自殺対策に関するスクリーニングの充実 自殺対策に関するゲートキーパー養成等 医療機関におけるうつ診療体制の充実 	<p>(市町)</p> <p>(1) 医療</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民への積極的な普及啓発 災害医療や感染症対策の実地訓練などへの参加 <p>(2) 保健</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定健診・特定保健指導の受診勧奨及び普及啓発 生活習慣やこころの健康の重要性についての普及啓発 相談窓口等の充実・実施 住民を対象とした講演会等の開催 ゲートキーパー養成研修の実施 	<p>(住民、住民団体、勤労者、事業所など)</p> <p>(1) 医療</p> <ul style="list-style-type: none"> かかりつけ医の積極的な活用 適切な受診に係る理解、受診行動 災害医療や感染症対策の実地訓練などへの参加 <p>(2) 保健</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所における従業員への健診・指導の受診勧奨と受診体制整備 事業所における生活習慣病予防に関する正しい知識の普及啓発 事業所における自殺対策に関する正しい知識の普及啓発 市町や事業所等が実施する研修会等への積極的な参加 特定健診・特定保健指導の受診 ゲートキーパー養成研修の受講
	県	<p>(1) 医療</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域医療構想に基づく医療の機能分化や連携に係る調整・支援 適切な受診行動に係る住民への積極的な普及啓発 災害医療や感染症対策の実地訓練などの実施 <p>(2) 保健</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関における生活習慣病に関する取組状況把握、出前講座 生活習慣病予防に関する広域又は保健所単位での会議・研修会等の開催や情報の提供 自殺対策に関するシステムづくりや会議等開催、情報提供、出前講座 自殺対策に係る関係職員及びゲートキーパーの養成等支援 事業所のメンタルヘルスキアの取組への情報提供、指導助言 	

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																								
	～H26	H27	H28	H29	H30																				
<p>① 地域完結型の医療連携体制の構築</p> <p>目標</p> <p>◎地域医療連携会議等の参加機関数（機関）</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>—</td><td>84</td><td>84</td><td>84</td><td>84</td></tr> </table> <p>・出前講座の受講者延べ人数（人）</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>396</td><td>812</td><td>1,228</td><td>1,644</td><td>2,060</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	—	84	84	84	84	H26	H27	H28	H29	H30	396	812	1,228	1,644	2,060					
H26	H27	H28	H29	H30																					
—	84	84	84	84																					
H26	H27	H28	H29	H30																					
396	812	1,228	1,644	2,060																					

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																																		
	～H26	H27	H28	H29	H30																														
② 災害医療及び感染症対策に係る実地訓練などの実施 目標 ◎災害医療実地訓練など実施回数（回） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td></tr> </table> ・感染症対策実地訓練など実施回数（回） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	3	3	3	3	3	H26	H27	H28	H29	H30	3	3	3	3	3															
H26	H27	H28	H29	H30																															
3	3	3	3	3																															
H26	H27	H28	H29	H30																															
3	3	3	3	3																															
	災害医療対策連絡会の開催 災害医療実地訓練などの実施																																		
	感染症連絡会議の開催 感染症対策実地訓練などの実施																																		
③ 生活習慣病予防 ア 働き盛り年代の生活習慣病予防対策の推進 目標 ◎出前講座を利用する事業所数（施設） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>42</td><td>80</td><td>80</td><td>80</td><td>80</td></tr> </table> イ 若年期からの生活習慣病予防対策の推進 目標 ◎幼稚園、保育所等と連携した出前講座の開催回数（回）〔累計〕 <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>—</td><td>6</td><td>12</td><td>18</td><td>24</td></tr> </table> （1保健所 2ヶ所×3） ・学校給食と児童福祉施設における塩分摂取基準を満たす特定給食施設等の割合（％） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>45</td><td>59</td><td>73</td><td>87</td><td>100</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	42	80	80	80	80	H26	H27	H28	H29	H30	—	6	12	18	24	H26	H27	H28	H29	H30	45	59	73	87	100					
H26	H27	H28	H29	H30																															
42	80	80	80	80																															
H26	H27	H28	H29	H30																															
—	6	12	18	24																															
H26	H27	H28	H29	H30																															
45	59	73	87	100																															
	事業所アンケート調査による実態把握や事業主等研修による啓発																																		
	事業所への出前講座開催（新規事業所の開拓）																																		
	血圧手帳の配布・活用等の働きかけ、事業所等への情報提供																																		
	幼稚園、保育所等への出前講座の実施																																		
	特定給食施設等への立入検査・指導																																		
④ 心の健康づくりの推進 目標 ◎働き盛り年代や高齢者への出前講座の開催回数（回）〔県単年度〕 <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>32</td><td>37</td><td>37</td><td>37</td><td>37</td></tr> </table> ・ゲートキーパー養成等数（人）〔県単年度〕 <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>827</td><td>850</td><td>850</td><td>850</td><td>850</td></tr> </table> ※ゲートキーパー養成や育成を目的とし保健所が実施したものを計上	H26	H27	H28	H29	H30	32	37	37	37	37	H26	H27	H28	H29	H30	827	850	850	850	850															
H26	H27	H28	H29	H30																															
32	37	37	37	37																															
H26	H27	H28	H29	H30																															
827	850	850	850	850																															
	事業所等の取組への働きかけ及び出前講座開催																																		
	人材育成のための研修会の開催（ゲートキーパー等）																																		
	市町社会福祉協議会等と連携した生活困窮者などへの相談支援体制の強化																																		

9

Ⅱ 安全で安心して暮らせる活力ある住みよい地域社会の形成

誰もが安心して生活できる支え合いの地域づくりの推進

1 みんなで目指す姿

地域において多様な主体が参加し、協働することにより相互に支え合う福祉のネットワークが充実し、働きながら安心して子どもを産み育てることができ、また、高齢者や障がい者が安心して暮らすことのできる地域社会が形成されています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎①「いわて子育てにやさしい企業等」 認証※ ¹ 数（累計）	6社	9社	12社	15社	18社
◎②居宅サービス・地域密着型サービスの 利用割合※ ²	62.1%	63.9%	65.4%	66.5%	67.5%
◎③障がい者入所施設等を退所し、地域 生活へ移行する障がい者数（累計）	—	32人	64人	96人	130人

【目標値の考え方】

① 認証数は平成19年の制度創設以来6社にとどまっていることから、男女が共に働きやすい職場環境づくりを促進し、一般事業主行動計画※³を策定している企業（300人以下）のうち、毎年度3社が認証を受けることを目指すもの。

② 高齢者の増加が続く中、住み慣れた地域で利用できる居宅サービスの充実と地域密着型サービスの整備を促進し、両サービスの利用割合が上昇することを目指すもの。

③ 平成26年度に県が行った調査によれば、県南圏域の障がい者施設利用者のうち退所して地域での生活を希望する方が56人、精神科病院に長期入院している方のうち退院して地域での生活を希望する方が74人いたことから、希望者全員130人が地域生活へ移行できることを目指すもの。

現状

- 「いわて子育てにやさしい企業等」の認証を受けている企業数は、平成27年8月現在、県全体で12社、県南圏域では6社であり、仕事と子育てを両立しやすい職場環境を整備する必要があります。
- 少子化が進行し児童数は減少していますが、共働き世帯は増加しており、保育の場の確保や放課後児童クラブ等の子育て支援サービスの充実が必要です。
- 県南圏域の高齢化率（平成26年10月1日現在：岩手県人口移動報告年報）は、県全体の29.6%を上回る30.8%になっています。今後、県南圏域の高齢者人口は、平成29年度までの3年間で4%弱の増加が見込まれ、平成32年度にピークを迎えるものと予想※⁴されています。
- こうした中、重度の要介護者、単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者が増加していくことが見込まれるため、その在宅生活を支え、できる限り多くの高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、あらゆる資源を活用した支援体制を構築していく必要があります。
- 平成26年度地域移行希望等調査によると、県南圏域に130人（岩手中部42人、胆江29人、両磐59人）の入所施設や精神科病院を退所して地域での生活を希望する方がいますが、主な地域生活の場となるグループホーム等が不足しているため、それらを増やす必要があります。
- 福祉的就労の賃金である工賃（平成26年度平均月額）は、県南圏域が19,285円と県全体の18,461円を上回っていますが、障がい者が、地域で希望する暮らしを実現するためには、商品開発や受託作業の多様化などにより、工賃を更に向上させる必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

子育て中の世帯が地域のなかで安心して子育てできるよう、市町と連携し、「子ども子育て支援新制度^{※5}」による保育サービスの拡充等の取組を支援するほか、地域の企業等による子育て支援の取組を促進するなど、社会全体で子育てを支援する地域づくりを推進していきます。

高齢者が重度の要介護状態となっても可能な限り住み慣れた地域や在宅での生活を継続することができるよう、市町等と連携し、適切な医療・介護サービスや地域の実情に応じた多様な介護予防・生活支援サービスを提供する体制づくりを支援します。

地域における障がい者の自立支援を進めるため、市町の障がい者地域自立支援協議会などのネットワークを生かして、不足しているグループホームなどの障がい福祉サービス基盤の整備が着実に進むよう支援します。また、市町や障がい者就労支援事業所などと連携し、それぞれの特性に合った多様な作業の確保や工賃向上に係る取組を支援します。

生活困窮者に対する包括的な相談支援ネットワークの構築などを進め、市町及び関係機関等と連携して自立に向けた支援を行います。

主な取組内容

① 子育てしやすい環境の整備 ◆

- ・ 市町と連携し、子ども子育て支援新制度による保育サービスの充実を促進することとし、市町に必要な助言支援を行い、子育て世代の多様な保育ニーズに対応するよう努めます。
- ・ 市町と連携し、保護者が昼間家庭にいない小学生が通う「放課後児童クラブ」の利用を促進するほか、不登校の子どもたちの居場所として「フリースクール」を継続して実施するなど児童の健全育成を図ります。
- ・ 子育てしやすい職場環境や地域社会が形成されるよう、「いわて子育てにやさしい企業等」認証制度の普及拡大や「いわて子育て応援の店^{※6}」の協賛店の拡充に努めます。

② 地域包括ケアシステムの構築 ◆

- ・ 高齢者が、住み慣れた地域や在宅で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、市町等が中心となって推進する医療、介護、予防、生活支援サービスが一体的かつ切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築を支援します。中でも、高齢者本人や家族の希望、心身の状態や生活環境の変化に応じ、医療と介護のサービスが連携して提供される体制の構築については、県が、保健医療計画も踏まえながら推進します。

③ 障がい者の自立活動の支援

- ・ 障がいがあっても自分の望む生活を送ることができるためには、グループホームなどの障がい福祉サービスの充実や適切な地域生活支援事業の実施が必要であり、市町の地域自立支援協議会の活動を支援します。
- ・ 就労継続支援事業所等で組織するネットワークの取組（共同販売会、販路拡大等）を支援し、障がい者の工賃向上を促進します。
- ・ 就労継続支援事業所と農業者の連携により授産製品や受託作業の多様化を促し、障がい者の働く場の拡大を支援します。
- ・ 障がい者の一般就労の希望に対応するため、障がい者就労・生活支援センターの取組を支援します。
- ・ 第16回全国障害者スポーツ大会及び東京2020パラリンピック競技大会に向けて、選手の育成を支援します。

④ 生活困窮者の自立支援 ◆

- ・ 多様で複合的な生活上の課題を抱える生活困窮者の自立に向けた支援を行うために、市町や関係団体等と連携し、新たな相談支援のネットワークの構築などを進めます。

3 取組に当たっての協働と役割分担

働きながら安心して子どもを育てることができ、高齢者や障がい者が安心して暮らすことのできる地域をつくるため、住民に身近な市町等は、福祉ニーズに対応したサービスの提供体制の構築に取り組み、事業者は、必要な福祉サービス施設の整備や利用者の実情に応じたきめ細かなサービスの提供を行い、地域住民は、子育て家庭、高齢者や障がい者への支援についての理解を深めながら、自らが積極的に社会と関わる必要があります。

県は、関係者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、指導助言、普及啓発やネットワークの構築を行うなどあらゆる機会を捉えて支援します。

	(市町・一部事務組合)	(事業者・関係団体)	(地域住民)
県以外の主体	<ul style="list-style-type: none"> 多様な保育ニーズを踏まえた子ども子育て支援施策の展開 地域全体で子育てを支援する体制づくり 改正された介護保険制度の適正な運営（新しい介護予防等） 地域包括支援センターの機能強化 第6期介護保険事業計画に基づく地域密着型サービス事業所の整備 地域課題の解決に繋がる第7期介護保険事業計画の策定 自立支援協議会の設置・運営 障がい者理解の促進 障がい者の地域生活支援 生活困窮者自立支援制度に係る支援調整会議への参画 など 	<ul style="list-style-type: none"> 子育てにやさしい企業等認証の取得 子育て応援の店の協賛 介護保険サービスの適切な提供 医療と介護の連携（多職種協働） 児童、障がい福祉サービスの適切な提供 地域生活支援事業の適切な実施 生活困窮者自立支援制度に係る支援調整会議の運営、参画 など 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画 子育て家庭、高齢者や障がい者への理解と配慮 ボランティア活動 高齢者や障がい者の積極的な社会参加 要援護者の災害時の避難誘導 民生児童委員による見守り など
県	<ul style="list-style-type: none"> 子ども子育て支援に係る市町、保護者、事業者、関係団体及び地域住民に対する指導助言や普及啓発 子育てにやさしい企業等認証、子育て応援の店の拡大のための企業等訪問 先進事例に係る情報提供や広域調整等による地域包括ケアシステムの構築支援 市医師会等との協働による医療介護連携の推進 自立支援協議会への参画 市町、事業者、関係団体等への助言、個別支援、ネットワークの構築 生活困窮者自立支援制度に係る支援調整会議の運営、参画 など 		

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）														
	～H26	H27	H28	H29	H30										
① 子育てしやすい環境の整備 目標 ◎いわて子育て応援の店協賛店舗新規登録数（件）															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	20	20	20	20	20					
H26	H27	H28	H29	H30											
20	20	20	20	20											

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）														
	～H26	H27	H28	H29	H30										
② 地域包括ケアシステムの構築 目標 ◎要介護・要支援の認定を受けていない高齢者の割合 ^{※7} （%） <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80.6</td> <td>80.6</td> <td>80.6</td> <td>80.6</td> <td>80.6</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	80.6	80.6	80.6	80.6	80.6					
H26	H27	H28	H29	H30											
80.6	80.6	80.6	80.6	80.6											
		医療と介護の連携を推進													
		介護予防・生活支援サービス事業の実施を支援													
③ 障がい者の自立活動の支援 目標 ◎障がい者就労継続支援事業所の工賃向上 ^{※8} （円/月） <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>19,285</td> <td>19,685</td> <td>20,085</td> <td>20,485</td> <td>20,885</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	19,285	19,685	20,085	20,485	20,885		市町自立支援協議会等の取組を支援			
H26	H27	H28	H29	H30											
19,285	19,685	20,085	20,485	20,885											
		共同販売会・販路拡大等の取組を支援													
		農福連携等による受託作業の多様化の取組を支援													
④ 生活困窮者の自立支援 目標 ◎自立支援計画策定数（件）〔累計〕 <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>6</td> <td>12</td> <td>18</td> <td>24</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30		6	12	18	24		生活困窮者自立支援制度 ^{※9} の周知			
H26	H27	H28	H29	H30											
	6	12	18	24											
		包括的な相談支援ネットワークの構築													
		支援調整会議の運営・参画													

関連する計画

- ・いわて子どもプラン（計画期間 平成 27 年度～平成 31 年度）
- ・岩手県子ども・子育て支援事業支援計画（計画期間 平成 27 年度～平成 31 年度）
- ・いわていきいきプラン 2017（計画期間 平成 27 年度～平成 29 年度）
- ・第 4 期障がい福祉計画（計画期間 平成 27 年度～平成 29 年度）
- ・岩手県障がい者計画（計画期間 平成 23 年度～平成 29 年度）

※1 「いわて子育てにやさしい企業等」認証

県では、仕事と子育ての両立支援など男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組む企業等を認証し、顕著な成果があった企業を表彰しています。対象は、県内に本社又は主たる事務所があり、常時雇用する労働者の数が 300 人以下の中小企業等。

2 居宅サービス・地域密着型サービスの利用割合

介護保険における総給付費（介護給付＋予防給付）のうち、居宅サービス費（訪問、通所、短期入所、福祉用具等）、地域密着型サービス費（認知症対応型、小規模多機能型、定期巡回・随時対応型、夜間対応型、小規模な特別養護老人ホーム等）及び施設サービス費（特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型医療施設）の合計額に占める居宅サービス費及び地域密着型サービス費の合計額の割合。

3 一般事業主行動計画

一般事業主行動計画とは、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、(1)計画期間、(2)目標、(3)目標達成のための対策及びその実施時期を定めるもの。

従業員 101 人以上の企業には、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられています。

4 県南圏域の高齢者人口の予想

国立社会保障・人口問題研究所による平成 25 年 3 月推計を勘案して、市町等が推計した結果によるもの。

5 子ども子育て支援新制度

平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連 3 法に基づき、幼児期の質の高い教育・保育の提供や、待機児童の解消、地域の子育て支援の充実を柱とする総合的な子育て支援制度のこと。

6 いわて子育て応援の店

18 歳未満の子どもを同伴している方や妊婦の方を対象に、子育てにやさしいサービス（割引や特典がある「にこにこ店」、お出かけの配慮がある「ほのぼの店」）を提供しているお店のこと。

7 要介護・要支援の認定を受けていない高齢者の割合

後期高齢者の割合が高まっていく中で、平成 26 年改正介護保険法に基づく効果的・効率的な介護予防の充実（介護事業所による既存のサービスに加え、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の実情に応じた多様な主体を活用）に取り組み、平成 27 年 3 月末現在で要介護・要支援の認定を受けていない高齢者の割合の維持を目標とするもの。

8 障がい者就労継続支援事業所の工賃向上

県南圏域にある B 型事業所（雇用契約によらない生産活動の機会を与える事業所）の前年度平均工賃額に、平成 23 年度から平成 26 年度までの平均工賃上昇額である 400 円を加えています。

9 生活困窮者自立支援制度

生活困窮者に対して早期に支援し、自立を図ることが目的。就労やその他の自立の支援に関するプランの作成などの相談等を実施するとともに、居住する住宅確保のための給付金の支給や就職を容易にする等の事業を福祉事務所設置自治体が実施主体となって実施する制度であり、平成 27 年 4 月から施行されている。

10

Ⅱ 安全で安心して暮らせる活力ある住みよい地域社会の形成

社会資本の維持管理と安全で快適なまちづくりの推進

1 みんなで目指す姿

道路や橋梁などの社会資本については、老朽化による事故等を未然に防止するため、点検や補修などのメンテナンスサイクルの仕組みが構築されています。

また、汚水処理施設等の生活基盤の整備が進み、衛生的で快適な生活環境が確保されたまちづくりも進んでいます。

さらに、安全なまちづくりを目指し、頻発する地震や局地的集中豪雨などの自然災害に備え、従来のハード対策に加え、危険の周知や警戒体制の整備などのソフト対策により、きめ細かな対応が図られているとともに、鳥インフルエンザ等への対策や、放射線影響対策なども進んでいます。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
①長寿命化修繕完了橋梁数	132 橋	143 橋	152 橋	161 橋	165 橋
◎②土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施率	55.5%	64.9%	76.0%	84.7%	93.3%
③通学路（小学校）における歩道整備率	77.3%	77.7%	77.9%	79.3%	80.1%

【目標値の考え方】

- ① 橋梁点検（平成 17 年度～平成 20 年度）において「修繕が必要」と判断された橋梁 205 橋について、「岩手県橋梁長寿命化修繕計画」（橋長 15m 以上）に基づき、平成 30 年度までに 165 橋を完了させることを目標とするもの。
- ② 平成 27 年 1 月 18 日に施行された改正土砂災害防止法に基づき定められた土砂災害防止対策基本指針では、おおむね 5 年程度で基礎調査を完了させることを目標としている。県南圏域においても、土砂災害危険箇所^{*1} 4,367 箇所について、平成 31 年度末までに調査を完了させるため、平成 30 年度までに 93.3% を調査完了させることを目標とする。
- ③ 通学路（小学校）に指定されている県南圏域の県管理道路（総延長 536.8km）への歩道整備を重点的に進め、平成 30 年度までに 430.1km の歩道設置を目指すもの。

現状

- 橋梁等について、長寿命化修繕計画に基づき、計画的な修繕を実施していますが、今後、更に老朽化が進む道路や橋、河川施設などの社会資本が増加することから、計画的な維持管理による施設の長寿命化等の取組を一層進める必要があります。また、東日本大震災津波を教訓として、災害時における避難・救援活動等において、緊急輸送道路等の確実な通行を確保するため、橋梁の耐震化の推進が必要となっています。
- 近年、全県で局地的豪雨や台風による大規模な洪水被害が発生しており、これからも洪水対策としての河川の整備は、住民が安心して生活できる環境を構築するため進めていく必要があります。
- 平成 26 年 8 月に広島市で発生した土砂災害等を踏まえ、平成 26 年 11 月に改正土砂災害防止法が成立しました。これにより、県は土砂災害危険個所の基礎調査の結果を踏まえ、土砂災害のおそれのある区域について住民に周知する必要があります。
- 東日本大震災津波の発生直後から道路啓開等を実施するなど、災害時においては地域を熟知した建設企業等の役割が大きくなっており、これら建設企業等との連携が必要です。

- 通学路における歩道整備率は、平成 26 年度末で 77.3%にとどまっており、全国的に通学中の児童が交通事故に遭う事例が多発していることから、引き続き、通学児童等歩行者の安全確保に向け、歩道の整備を一層進めていく必要があります。
- 下水道をはじめとする污水处理施設の整備が進められていますが、平成 26 年度末の当圏域の水洗化人口割合^{*2}は 66.4%であり、県平均の 69.6%よりやや低く、今後も引き続き、整備を進めていく必要があります。
- 平泉世界遺産等の観光振興を図るため、景観に配慮した道路環境の整備を進めるとともに、地域の方々との協働による維持管理を活用する必要があります。
- 国内外において鳥インフルエンザ等が発生しており、県内においても発生するおそれがあることから、その対策を万全に行う必要があります。
- 平成 26 年 9 月に発生した御嶽山の噴火を受け、本県における活火山のうち常時観測火山である栗駒山についても平成 27 年 3 月に「栗駒山火山防災協議会」を設置して連携体制を構築したところであり、火山防災対策の強化に向けて、本格的な検討を進める必要があります。
- 放射線影響対策については、汚染された農林業系副産物や側溝土砂の処理のほか、原木しいたけの産地再生に向けた取組など、引き続き推進する必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

既存施設を最大限有効活用するため、定期的なメンテナンスを行い、社会資本への安全性・信頼性を確保するとともに、橋梁等の長寿命化と耐震化を推進します。

また、ひとにやさしいまちづくりを目指して、安全、環境、景観に配慮し、地域の実情に応じた生活排水対策や無電柱化などの基盤整備を進めます。

頻発する地震、洪水、土砂災害などに対しては、ハード整備とソフト対策を効果的に組み合わせた対策を推進するとともに、鳥インフルエンザ等対策や放射線影響対策についても、住民、地域の企業等と行政が連携を図り、安全な地域づくりの推進に取り組みます。

主な取組内容

① 社会資本の適切な維持管理の推進

- ・ これまでに整備してきた社会資本の効率的・効果的な維持管理を実現するため、「岩手県公共施設等総合管理計画」に基づく「個別施設計画」の策定を推進します。
- ・ 「個別施設計画」を策定した分野において、計画に基づく適切な維持管理等を着実に推進します。

② 地震・洪水・土砂災害対策の推進

- ・ 一般国道 284 号「一関市上の橋」、一般国道 343 号「奥州市藤橋」など、緊急輸送道路を中心とした橋梁耐震対策を計画的に推進します。
- ・ 一級河川北上川の改修や一関遊水地の整備を促進します。
- ・ 集中豪雨等により被災した河川は早急に復旧対策を進めるとともに、一級河川砂鉄川等の河川の改修を進め、洪水被害の防止対策を推進します。
- ・ 砂防施設や急傾斜地崩壊対策施設等の防災施設の整備を推進します。
- ・ 土砂災害危険個所の基礎調査について、平成 31 年度までの完了に向け、計画的に調査を推進するとともに、基礎調査結果を公表し、土砂災害警戒区域^{*3}の指定を進めます。

③ 関係団体等との防災協力体制の構築 ☆

- ・ 災害等における県と関係団体等の連携強化を図るため、合同での災害対応訓練等の取組を促進します。
- ・ 地域において、公共施設の維持管理や災害対応を担う建設企業を育成確保するための支援に取り組みます。

④ 通学路における歩道整備等の推進

- ・ 児童や高齢者の安全を確保するため、通学路等への歩道設置や交通安全施設等の整備を進めます。また、歩道の段差解消・拡幅や市街地における幹線道路の無電柱化を推進します。

⑤ 環境及び景観の保全・形成 ◆

- ・ 公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽事業等地域の実情に合わせた污水处理施設の整備を促進するとともに、水洗化人口割合の向上のため、市町の生活排水対策を支援しながら、污水处理施設の普及拡大に努めるとともに、污水处理に対する住民理解を深めるための啓発活動を推進します。
- ・ 自然・歴史・文化に配慮した道路整備を進めるため、中尊寺通り（県道平泉停車場中尊寺線）における無電柱化と歩車共存道路の整備を推進するとともに、景観に配慮した防護柵等の整備を推進します。
- ・ より快適な生活環境の向上を図るため、地域の方々との協働による維持管理に取り組むとともに、道路や河川の草刈・清掃等の活動を長年行っている愛護団体等については、国や県の表彰制度を活用するなど、積極的に支援します。

⑥ 鳥インフルエンザ等対策の推進

- ・ 鳥インフルエンザ等発生時に迅速かつ適切に対応するため、管内市町等との連携のもと、毎年度、広域支部としての訓練を実施します。
また、基礎情報の共有や発生時の連絡体制の確立など隣接県との連携を強化します。

⑦ 火山防災対策の推進

- ・ 栗駒山については、登山者情報の把握の仕方や効果的な情報伝達のあり方について、早急に検討を進めるほか、噴火シナリオやハザードマップ^{*4}等の整備に向け、栗駒山周辺地域の県・市町村と連携・調整しながら検討を進めます。

⑧ 放射線影響対策の推進 ☆

- ・ 放射能で汚染された農林業系副産物や側溝土壌等の処理に対応するため、引き続き技術的な支援や相談等を行うとともに、情報収集や関係機関との連絡調整を行います。
- ・ 牧草等の放射性物質検査を実施し、安全・安心な畜産物の生産・供給を支援するほか、汚染牧草等の焼却処理までの安定保管を支援します。
- ・ 原木しいたけの産地再生を図るため、出荷制限解除に向けた取組を加速させるとともに、安定的な原木の確保などを促進し、原木しいたけ生産の早期本格再開を支援します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

道路や橋梁などの社会資本は、国、県、市町がそれぞれの役割分担のもと、計画的に維持管理を進めていくことが重要であり、また、頻発する地震や集中豪雨等による災害に備え、ハード整備・ソフト施策の両面から総合的に取り組むことが必要です。

このため、国は、北上川の河川改修や一閑遊水地事業などを推進し、市町は、警戒避難体制の整備や防災意識等の啓発活動など、県や地域と連携して取り組みます。

住民・企業等は、行政と連携・協働し、道路や河川等の身近な社会資本の草刈や清掃などに取り組むとともに、住宅などの耐震化を進めます。

また、災害時には、応急復旧等の対応において地域を熟知している建設企業等が専門的な知識や技術力を活かしてその役割を担います。

県は、橋梁の計画的修繕・耐震補強、防災施設の整備等に取り組むとともに、土砂災害警戒区域等の指定を進めます。

さらに、安全で環境、景観に配慮したひとにやさしいまちづくりを目指し、市町と連携して歩道の整備や無電中化を進めるとともに、市町の生活排水対策への取組を支援します。

一方、鳥インフルエンザ等対策、火山防災対策、放射線影響対策に当たっても、住民等や行政がそれぞれの役割分担のもと、迅速で効果的な対応ができるように取り組むことが必要です。

国においては、これらの対策に係る基本指針等の策定などを担い、市町は、住民が安心して生活できるよう具体的取組を実施、住民・企業等は、地域コミュニティを活用した取組などを行

政と連携・協働して進めます。

県は、市町や住民等の様々な相談への対応や技術的な指導等を行うほか、関係機関や住民等との連携により円滑な対策ができるよう取り組みます。

県以外の 主体	<p>(市町)</p> <ul style="list-style-type: none"> 効率的・効果的な維持管理の実施 道路や河川など維持管理における住民協働の推進 橋梁耐震対策の推進 警戒避難体制の整備（避難路の設定・周知、ハザードマップの作成） 総合防災拠点施設の整備 住民への耐震対策の支援 防災意識等の啓発活動 歩行環境の整備 汚水処理施設の整備と接続への支援 火山防災協議会への参画 火山防災に係る住民等に対する周知 汚染された農林業系副産物や土壌等の処理など <p>(国)</p> <ul style="list-style-type: none"> 効率的・効果的な維持管理の実施 北上川の河川改修、一閑遊水地事業 火山に関する法整備・基本指針の策定 など 	<p>(住民・NPO等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路や河川の草刈などにおける県との協働 住宅、建築物の耐震化の実施と普及啓発 水防活動等への参加 放射線影響対策に係る地域コミュニティを活用した取組 など <p>(企業等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国、県、市町と連携した社会資本の維持管理の実施 災害時支援協定による応急対策 鳥インフルエンザ等対策に係る物資の供給や作業支援 など
	県	<ul style="list-style-type: none"> 効率的・効果的な維持管理の実施 道路や河川などの維持管理における住民協働の推進 橋梁耐震対策の推進 洪水・土砂災害対策等の防災施設の整備 土砂災害警戒区域等の指定の推進 歩行環境の整備 市町の生活排水対策への支援 災害・危機管理に係る県対策本部（広域）支部の設置 火山防災協議会への参画 放射線影響対策に係る相談や技術指導 など

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）														
	～H26	H27	H28	H29	H30										
<p>① 社会資本の適切な維持管理の推進</p> <p>目標</p> <p>◎「修繕が必要な橋梁」の修繕完了数（橋） （H27～H30）33 橋 [累計]</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> <tr> <td>132</td> <td>143</td> <td>152</td> <td>161</td> <td>165</td> </tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	132	143	152	161	165					
H26	H27	H28	H29	H30											
132	143	152	161	165											
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">「岩手県公共施設等総合管理計画」に基づく個別施設計画における適切な維持管理の推進</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">「予防保全型の修繕が必要な橋梁」の修繕</div>														

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																														
	～H26	H27	H28	H29	H30																										
<p>② 地震・洪水・土砂災害対策の推進</p> <p>目標</p> <p>◎緊急輸送道路における耐震化橋梁の完了数（橋）（H27～H30）15橋[累計]</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>55</td><td>58</td><td>66</td><td>66</td><td>70</td></tr> </table> <p>・河川改修事業等完了地区数（地区）（H27～H30）6地区 [累計]</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>4</td><td>6</td><td>7</td><td>7</td><td>10</td></tr> </table> <p>・土砂災害対策施設完了地区数（地区）（H27～H30）6地区 [累計]</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>5</td><td>5</td><td>6</td><td>10</td><td>11</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	55	58	66	66	70	H26	H27	H28	H29	H30	4	6	7	7	10	H26	H27	H28	H29	H30	5	5	6	10	11	<p>緊急輸送道路等における橋梁の耐震補強の着実な推進</p> <p>河川の整備(千厩川、猿ヶ石川、人首川 他)</p> <p>砂防施設の整備(本宿の沢 他)</p> <p>急傾斜地崩壊対策施設の整備(浅沢、中島 他)</p> <p>土砂災害警戒区域等の基礎調査及び住民説明・指定</p>
H26	H27	H28	H29	H30																											
55	58	66	66	70																											
H26	H27	H28	H29	H30																											
4	6	7	7	10																											
H26	H27	H28	H29	H30																											
5	5	6	10	11																											
<p>③ 関係団体等との防災協力体制の構築</p> <p>目標</p> <p>◎災害時支援協定等に基づく合同訓練実施地区数（地区）</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	6	6	6	6	6	<p>災害支援協定等に基づく合同訓練の実施</p>																				
H26	H27	H28	H29	H30																											
6	6	6	6	6																											
<p>④ 通学路における歩道整備等の推進</p> <p>目標</p> <p>◎通学路における歩道整備完了地区数（地区）（H27～H30）19地区 [累計]</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>19</td><td>21</td><td>24</td><td>32</td><td>38</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	19	21	24	32	38	<p>通学路における歩道整備の推進</p>																				
H26	H27	H28	H29	H30																											
19	21	24	32	38																											
<p>⑤ 環境及び景観の保全・形成</p> <p>目標</p> <p>◎中尊寺通りの電線共同溝布設延長（m）（H27～H29）2,305m [累計]</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>495</td><td>1,048</td><td>1,924</td><td>2,800</td><td>—</td></tr> </table> <p>◎水洗化人口割合（%）</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>66.4</td><td>68.1</td><td>69.7</td><td>71.3</td><td>73.2</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	495	1,048	1,924	2,800	—	H26	H27	H28	H29	H30	66.4	68.1	69.7	71.3	73.2	<p>電線地中化の整備(中尊寺通り)</p> <p>污水处理施設の整備、水洗化の促進</p>										
H26	H27	H28	H29	H30																											
495	1,048	1,924	2,800	—																											
H26	H27	H28	H29	H30																											
66.4	68.1	69.7	71.3	73.2																											
<p>⑥ 鳥インフルエンザ等対策の推進</p> <p>目標</p> <p>◎基礎研修会、図上シミュレーション訓練及び現場訓練（集合施設等への資機材配置など）の実施（回）</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	3	3	3	3	3	<p>隣接県との情報共有</p> <p>基礎研修会、図上シミュレーション訓練及び現場訓練(集合施設等への資機材配置など)の実施(各地方支部持ち回りで実施)</p>																				
H26	H27	H28	H29	H30																											
3	3	3	3	3																											

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）														
	～H26	H27	H28	H29	H30										
<p>⑦ 火山防災対策の推進</p> <p>目標</p> <p>◎火山避難計画の作成（市町村）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	—	—	—	—	1					
H26	H27	H28	H29	H30											
—	—	—	—	1											
<p>⑧ 放射線影響対策の推進 （原木しいたけの産地再生）</p> <p>目標</p> <p>◎原木しいたけ出荷再開生産者数（人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>32</td> <td>100</td> <td>135</td> <td>160</td> <td>190</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	32	100	135	160	190					
H26	H27	H28	H29	H30											
32	100	135	160	190											

関連する計画

・いわて汚水処理ビジョン 2010（計画期間 平成 23 年度～平成 30 年度）

- ※1 土砂災害危険箇所
土砂災害（土石流、急傾斜地の崩壊、地すべり）による被害のおそれのある箇所のこと。
- 2 水洗化人口割合
住民基本台帳人口に対する、汚水処理施設（下水道・集落排水・コミュニティプラント・浄化槽（家庭雑排水も処理するものに限る））で汚水を処理している世帯人口の割合。
- 3 土砂災害警戒区域
土砂災害警戒区域とは、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民の生命又は身体に危険が生じるおそれがあると認められる区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域のこと。
また、土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域を土砂災害特別警戒区域という。
- 4 ハザードマップ
防災を目的に、災害に遭う地域を予測し表示した地図。

11

Ⅱ 安全で安心して暮らせる活力ある住みよい地域社会の形成

環境と共生した持続可能な地域社会の構築

1 みんなで目指す姿

地域住民や事業者が環境に対する正しい理解と判断に基づき、自主的に行動することにより、環境と共生した持続可能な地域社会が形成されています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎①多量排出事業者における二酸化炭素排出量	②51,379 千 tCO ₂ /年	②61,365 千 tCO ₂ /年	②71,352 千 tCO ₂ /年	②81,338 千 tCO ₂ /年	②91,323 千 tCO ₂ /年
②住民一人1日当たりのごみ排出量	②5877 g/日	②6868 g/日	②7859 g/日	②850 g/日	②9841 g/日
③狩猟者登録延べ件数	828 件	828 件	828 件	828 件	828 件

【目標値の考え方】

- ① 岩手県地球温暖化対策実行計画による平成 32 年度の温室効果ガス削減目標達成に向け、多量排出事業者における二酸化炭素の排出削減を推進するもの。
- ② 一般廃棄物の排出量について、東日本大震災津波前の水準（824 g/日）に近づけていくために、段階的な削減に取り組むもの。
- ③ 高齢化等による狩猟者の減少を抑制するため、現状の登録者数の維持を目指すもの。

現状

- 県南圏域では、地球温暖化防止対策を積極的に行っている事業所として「いわて地球環境にやさしい事業所^{*1}」に認定されている事業所が全县の 50.0%（95 社 平成 26 年度）を占め、環境に関する取組が活発に行われていますが、事業者による地球温暖化防止対策の取組をさらに推進する必要があります。
 - また、再生可能エネルギーの導入や省エネの取組により二酸化炭素の排出削減を進める必要があります。
- 住民一人1日当たりのごみ排出量は、平成 25 年度で 877 g と平成 22 年度の 824 g に比較して 6.4% 増加しており、より一層のごみの排出抑制とリサイクルの促進が必要となっています。
- 県南圏域では、産業廃棄物の発生量が 105 万トンと岩手県内の 32%（平成 25 年度）を占め、また、産業廃棄物処分業者についても全县の 47% を占める 83 社と多いことから、産業廃棄物の適正処理に向けた取組が重要となっています。
- 北上川中流域の河川水質は、環境基準（BOD^{*2}）達成率 100% となるなどおおむね良好に維持されていますが、汚水処理施設整備による生活排水対策や工場等からの排水対策の取組を進め、水質をさらに向上させていくことが望まれます。
- 早池峰国定公園や栗駒国定公園などにおいては、優れた自然環境を保持していますが、高山植物の盗掘や登山マナーの低下といった課題があり、NPO やボランティアとの協働による自然保護対策の推進が必要となっています。
- 環境保全活動団体の中には高齢化や担い手不足などにより活動が停滞している団体も見られ、NPO や事業者と連携した環境保全活動の活性化や次世代を担う人づくりの取組が必要です。
- 管理が行き届かず早急に整備を必要とする人工林が今でも見受けられることから、森林の公益的

機能を維持増進する環境保全の継続した取組が必要となっています。

- ニホンジカなどの有害鳥獣の個体数の増加や生息範囲の拡大により、自然生態系への影響や農林業被害が拡大・深刻化しており、広域的な被害防止対策が必要となっています。さらに、捕獲の担い手が減少・高齢化し、個体数の管理が難しくなっており、その対策も求められています。
- イヌワシなどの希少野生鳥獣は、その生息数が減少傾向にあるなど、適正な保護対策が必要となっています。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

事業者における地球温暖化防止の取組支援や官民連携による省エネや節電等のライフスタイルの意識啓発に取り組むとともに、環境への負荷が少ない再生可能エネルギーの導入を推進します。

廃棄物の減量化やリサイクルを促進するとともに、産業廃棄物の適正処理指導と不法投棄対策の取組を進めます。

污水处理施設の適正管理や工場排水対策を推進し、公共用水域の水質保全に取り組めます。

NPOや環境保全活動団体と事業者との協働連携による環境保全活動の促進と次代を担う人材の育成に取り組み、森や川などの豊かな自然環境の保全を推進します。

捕獲の担い手の育成や確保に努め有害捕獲を一層強化し、野生鳥獣による自然生態系や農林業への被害防止対策を推進するとともに、希少な野生動植物を守りバランスの取れた豊かな自然環境の保護に取り組めます。

主な取組内容

① 地球温暖化防止に向けた取組の支援 ◆

- ・ 多量排出事業者^{*3}における地球温暖化対策計画の策定支援及び「いわて地球環境にやさしい事業所認定制度」の普及拡大とエコスタッフ^{*4}の養成を通じて、事業者における地球温暖化対策の取組を支援します。
- ・ 県民や事業者、行政が連携した地域ぐるみの省エネルギー活動や節電対策を推進するとともに、エコドライブや「かしこい交通ライフ」チャレンジウィーク等の身近な実践活動の普及を図ります。
- ・ 地域の特性を生かした再生可能エネルギーの導入促進に向け、市町と連携して事業者等の取組を支援します。

② 循環型社会の構築に向けた廃棄物対策の推進

- ・ 市町と連携し、廃棄物の発生抑制やリサイクルに関する住民・事業者の取組を促進します。
- ・ 産業廃棄物処理業者や事業者への廃棄物の適正処理指導を行うとともに、警察等関係機関と連携した合同パトロールや情報共有などにより不法投棄対策に取り組めます。

③ 優れた自然環境等の保全・保護活動の推進 ◆

- ・ 工場等の排水の立入検査などを実施し、公共用水域の水質保全に取り組めます。
- ・ 早池峰国定公園等の自然公園において、関係者及びボランティアとの協働による登山マナーの普及啓発や高山植物保護等の取組を実施し、優れた自然環境の保全を推進します。
- ・ 環境情報の発信や環境関連行事の開催により、事業者とNPO・環境保全活動団体との協働連携を推進し、地域全体での環境保全活動の活性化と人づくりを支援します。
- ・ 森林の公益的機能の維持増進を図るため、「いわての森林づくり県民税」を活用した森林整備や森林環境保全活動を支援します。

④ 野生鳥獣等の適正な保護管理 ◆

- ・ 市町等関係機関と連携し、ニホンジカなど有害鳥獣の駆除等の取組を広域的に推進するとともに、個体数管理に大きな役割を担う人材の育成を推進します。
- ・ 希少野生動植物の保護等に関する普及啓発に取り組めます。

3 取組に当たっての協働と役割分担

環境と共生した地域社会を構築するためには、地域住民や事業者の環境保全に対する意識を高め、さらに、実効ある取組につなげることが必要であり、これらを推進するためには、住民、NPO、事業者、行政等の連携・協働が重要です。

このため、住民、事業者、NPO等は地球温暖化対策や廃棄物の発生抑制、排水対策等において、身近なところから取組を進めるとともに、お互いが環境保全活動に連携して取り組みます。

市町は地域に即した環境保全活動を促進するため、住民等への普及啓発や情報提供等を行います。

県は、市町等と連携を図りながら、住民、事業者、NPO等が行う環境保全活動を支援するとともに、分かりやすい環境情報の提供などに取り組みます。

さらに、野生鳥獣被害対策において、市町や関係団体と連携し広域的な取組を推進します。

主体	(住民・NPO等)	(事業者等)	(市町)
県以外の主体	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ、節電等の地球温暖化防止活動の取組 住宅用太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入 ごみの減量化、リサイクル活動の取組 生活排水対策の取組 行政との協働による自然保護活動の取組 事業者と連携した環境保全活動の取組 有害鳥獣駆除への協力 	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策の取組 地域の特性を生かした再生可能エネルギーの導入 産業廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正処理の推進 工場排水対策の取組 住民、NPOとの連携による環境保全活動の取組 	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策の普及啓発 公共施設等への再生可能エネルギーの率先導入 再生可能エネルギーの導入支援、普及啓発 ごみの減量化、リサイクルに係る普及啓発と情報提供 生活排水対策の推進 協働による自然保護活動の取組 環境保全活動や環境教育の支援 地域に即した環境保全活動の促進 有害鳥獣駆除の推進
県	<ul style="list-style-type: none"> 事業者における地球温暖化対策の支援 エコドライブ等の実践活動の普及啓発 再生可能エネルギーの導入支援、普及啓発 廃棄物の適正処理指導、不法投棄対策 工場排水に係る監視指導 事業者と住民・NPO等の協働連携の支援 環境保全活動に係る人材の育成 	<ul style="list-style-type: none"> 市町との地球温暖化活動に関する連携 公共施設等への再生可能エネルギーの率先導入 廃棄物の発生抑制、リサイクルに係る取組支援 生活排水対策に係る支援 ボランティア等との協働による自然保護活動の推進 環境保全活動の情報発信や支援 野生鳥獣の保護管理、捕獲担い手の育成支援 	

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）														
	～H26	H27	H28	H29	H30										
① 地球温暖化防止に向けた取組の支援 目標 ◎エコドライブ宣言事業所数（社） [累計]															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>30</td> <td>60</td> <td>90</td> <td>120</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	0	30	60	90	120	多量排出事業者における地球温暖化対策の支援				
H26	H27	H28	H29	H30											
0	30	60	90	120											
	エコドライブ・「かしこい交通ライフ」チャレンジウィークの推進														
	「いわて地球環境にやさしい事業所認定制度」の普及拡大														
	再生可能エネルギーの導入促進に係る支援・普及啓発														

具体的な推進方策	工程表（４年間を中心とした取組）														
	～H26	H27	H28	H29	H30										
② 循環型社会の構築に向けた廃棄物対策の推進 目標 ◎廃棄物合同パトロールの実施回数(回) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	30	30	30	30	30	<div style="text-align: center;"> </div>				
H26	H27	H28	H29	H30											
30	30	30	30	30											
③ 優れた自然環境の保全と環境保全活動の推進 目標 ◎工場（製造業）排水基準適合率（%） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	100	100	100	100	100	<div style="text-align: center;"> </div>				
H26	H27	H28	H29	H30											
100	100	100	100	100											
④ 野生鳥獣の適正な保護管理 目標 ◎新規狩猟免許取得件数（件） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>79</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	79	25	25	25	25	<div style="text-align: center;"> </div>				
H26	H27	H28	H29	H30											
79	25	25	25	25											

- ※ 1 いわて地球環境にやさしい事業所
 地球温暖化を防止するための施策の推進を図るための制度で、二酸化炭素排出の抑制のための措置を積極的に講じている事業所を岩手県が認定し、広く県民に紹介することにより、地球温暖化対策の積極的な取組を広げていくことを目的とするもの。
- 2 BOD（生物化学的酸素要求量）
 河川等の有機物による汚れを表す指標であり、汚染物質（有機物）を分解するときに必要な酸素量のこと。この数値が大きいほど、汚染物質が多いことを示す。
- 3 多量排出事業者
 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例に基づき、地球温暖化対策計画の作成、提出を義務付けられた二酸化炭素の排出量が相当程度多い事業者。
- 4 エコスタッフ
 事業所において省エネ等の取組みの中心的役割を担う者で、「いわて地球環境にやさしい事業所」の認定にはエコスタッフを置くことが条件となっており、岩手県では県内4会場で養成セミナーを毎年開催している。

12

Ⅱ 安全で安心して暮らせる活力ある住みよい地域社会の形成

未来を切り拓く若者・女性が活躍する活力ある地域社会の形成

1 みんなで目指す姿

若者・女性をはじめとする、移住・定住者を含む県民一人ひとりが地域の担い手として活躍するとともに、地域住民・NPO法人等・市町・県などの多様な主体が連携しながら、地域コミュニティ活動の活性化や広域的な課題に取り組み、魅力と活力ある地域社会が形成されています。

また、国際リニアコライダー（ILC）^{*1}実現への取組を通じて、地域活性化を全員参加で広域的に取り組む機運が一層醸成されています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎県外からの移住・定住者数	360人	380人	400人	420人	440人
【目標値の考え方】 県全体では、毎年、移住・定住者 50 人増を目指しており、県南圏域では 20 人増を目指すもの。					

現状

- 当圏域における人口は、平成 26 年 492,189 人で 22 年 509,520 人と比べ 3.4%減少しており、特に中山間地域の人口減少が進んでいます。老年人口割合は、平成 26 年 30.8%（22 年 28.4%）で全県の 29.6%（同 27.1%）を上回っています。
- 人口の社会減は、高校卒業者が希望する進学先や、若者が希望する就職先（職種、給与条件、求人数）が少ないことが要因と考えられます。
- 人口の自然減は、未婚化・晩婚化や子育てと仕事の両立が困難なことなどによる合計特殊出生率の低迷と若年女性^{*2}の減少が要因と考えられます。
- 人口減少の進行により、労働力不足・事業者の後継者不足や地域の購買力の低下が進み、地域経済に影響を与えることが懸念されます。また、人口減少や高齢化が特に進行している地域のコミュニティ機能の低下がみられます。
- 国の地方創生の政策に呼応し、県や市町ではふるさと振興総合戦略に基づき地域の特性を生かした取組を進めています。また、地域の共通の課題を解決するため、広域定住自立圏構想に基づく市町間連携の取組や、隣県の市町等と連携した取組がみられます。
- 平成 27 年 8 月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定され、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることが求められています。
- 地域おこし協力隊^{*3}や緑の雇用^{*4}など、地域交流や林業体験を通じて移住・定着に結びついた事例や田舎暮らしに憧れて定住した事例もみられます。
- 国際リニアコライダー（ILC）については、国内研究者で組織する ILC 立地評価会議が、平成 25 年 8 月に国内建設候補地として北上山地が最適であると評価しており、経済への波及、イノベーションの促進、関連人口の増加、国際化の進展等が期待されています。
- 平成 28 年の希望郷いわて国体・いわて大会の成功に向けて、県・市町が協力して、県民の意識醸成を図りながら、様々な取組が行われています。

また、平成 31 年（2019 年）にはラグビーワールドカップ 2019 が、平成 32 年（2020 年）には東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることを契機として、スポーツによる地域振

興や交流人口の拡大が期待されています。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

ふるさとを振興し、魅力と活力ある地域社会の形成を進めるため、若者の地元定着や移住・定住の促進、若者・女性が活躍できる環境づくりなどにより、移住・定住者を含めた県民一人ひとりが地域の担い手として活躍できるよう取り組むとともに、地域住民やNPO法人等による地域コミュニティ活動の活性化や、市町や県と、市町間の連携などによる広域的な課題への取組を進めます。

また、地域活性化の効果が高い国際リニアコライダー（ILC）の実現に向けた取組を推進します。

主な取組内容

- ① 若者の地元定着と活躍できる環境づくり ◆
 - ・ 企業の職場づくりや魅力発信等を支援するとともに、若者に対し地域の企業への理解が深まるよう周知を図り、若者の地元就職を促進します。
 - ・ 青年会議所など若者・女性のグループの地域活性化への取組を後押しするなど、若者や女性が行働力やアイデアを生かして活躍できるよう支援します。
 - ・ 「いきいき岩手」結婚サポートセンターの利用を促進するなど、結婚を望む若者に対して出合いの場の提供を支援します。
- ② U・Iターンと定住の促進 ◆
 - ・ ふるさと回帰フェアへの参画やU・Iターン窓口相談を通じて地域企業の情報を提供し、U・Iターンを促進します。
 - ・ 田舎暮らしに魅力を感じる人などに、移住フェアや定住・交流ツアーを通じて県南圏域の魅力を発信して岩手ファンの拡大を図り、定住を促進します。
 - ・ U・Iターン等の移住・定住者、結婚や就職により独立を望む者、新社会人としての生活に不安を感じる高校・大学新卒者等が安心して新たな生活ができるよう住居対策等を進める市町への支援を行います。
- ③ 女性が活躍できる環境の整備 ◆
 - ・ 男女がともに、仕事と生活（出産、子育て、介護等）を両立させながら、働き続けることができる労働環境の整備を促進します。
 - ・ 市町と連携し、子育て中の家庭が安心して子育てできる社会、子ども・子育て支援新制度による保育サービスの充実を促進します。
- ④ 地域コミュニティ活動の活性化 ◆
 - ・ 自治会活動や地域イベント活動などの地域コミュニティ機能の低下がみられる地域については、移住・定住の推進や若者が活躍する地域間の交流機能の確保、NPO法人等の支援などにより、地域コミュニティ活動の活性化を図ります。
 - ・ ふれあい道づくり計画など市町のまちづくり計画の策定・実施や空き家対策を支援することなどにより、中心市街地の活性化や賑わいの創出を支援します。
- ⑤ 県南圏域市町と連携した取組の推進 ◆
 - ・ 市町が取り組む定住自立圏構想を支援するとともに、人口減少対策などの共通課題について政策検討の場を通じて、県と県南圏域市町が連携し取り組みます。
 - ・ 県や県際市町においては、県境を超えた防災や観光等の課題について、隣県の出先機関や市町村と県際連携を進めます。
- ⑥ スポーツによる地域振興 ◆
 - ・ 県、市町、圏域スポーツ団体や観光業者等の関係機関が連携し、地域にスポーツを根付かせ

ながら、交流人口の拡大を図るなどスポーツによる地域振興を目指します。

⑦ 国際リニアコライダー（ILC）の実現に向けた取組の推進 ◆

- 国際リニアコライダー（ILC）の建設実現に向けて、県内市町村・東北他県市町村や関係団体と連携しながら、県民へのILCの普及啓発活動を進めるとともに、広域的なまちづくりの検討を進めていきます。

3 取組に当たっての協働と役割分担

住民は、地域コミュニティ活動や若者・女性グループの活動などに参画します。

企業は、若者の地元定着などのための雇用確保や子育てがしやすい労働環境の整備を推進します。

NPO等の団体は、若者・女性の活動、子育て・出会い施策、コミュニティ機能の支援など、団体の特性を生かして活動を行います。

市町は、人口減少等の地域課題の解決に向けた施策の実施や、地域コミュニティの担い手の育成などの取組を行います。

県は、市町と密接に連携しながら広域的な視点で地域の取組を支援するとともに、国際リニアコライダー（ILC）の実現に向けた取組を積極的に行います。

	(住民)	(団体)	(市町)
県以外の主体	<ul style="list-style-type: none"> 地域コミュニティ活動への参加 若者・女性グループの活動への参画 県及び市町村の子育て・出会い施策への参加及び協力 <p>(企業)</p> <ul style="list-style-type: none"> 若者の新規雇用拡大 U・Iターン者・移住者の採用 受入環境の整備 労働環境の整備・改善 	<ul style="list-style-type: none"> 産学官連携による若者の人材育成・地元定着 行政、企業と連携した子育て・出会いの支援 移住・定住希望者と企業のマッチング 移住者の支援 地域コミュニティの課題解決に向けた取組 スポーツによる地域振興の推進 ILC普及啓発活動への協力 	<ul style="list-style-type: none"> 若者・女性の地域活動の支援 若者の出会い等の施策の実施 移住・定住等の施策の実施 仕事と生活が調和した労働環境の整備の支援 地域コミュニティの育成・活性化 広域・県際連携事業の実施 スポーツによる地域振興の推進 ILC普及啓発活動の実施
県	<ul style="list-style-type: none"> 地域企業の魅力発信・若者への周知 企業への雇用・労働環境の改善要請、意識啓発 若者・女性の交流・地域活動の支援 移住・定住等の取組への支援 仕事と生活が調和した労働環境の整備の支援 地域コミュニティ活動の支援 広域・県際連携事業の推進・実施 スポーツによる地域振興の推進 ILC普及啓発活動の実施 		

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）														
	～H26	H27	H28	H29	H30										
<p>① 若者の地元定着と活躍できる環境づくり</p> <p>目標</p> <p>◎いわて若者交流ポータルサイト登録団体数（団体）[累計]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>10</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	5	6	8	10	12	<p>産業振興施策の推進による雇用創出 雇用の維持・正規雇用等の拡充の要請活動</p> <p>県南圏域若者交流事業等の実施支援</p> <p>“いきいき岩手”結婚サポートセンターの活用促進</p>				
H26	H27	H28	H29	H30											
5	6	8	10	12											

資料編

- 資料 1 目指す姿指標一覧表
- 資料 2 復興関連施策一覧表
- 資料 3 ふるさと復興関連施策一覧表
- 参 考 広域復興圏別統計データ

【資料1】 目指す姿指標一覧表

圏域	重点施策	指標名	単位	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)	
					(H27)	(H28)	(H29)		
県南広域振興圏	1	雇用・労働環境の整備と若者の地元定着	県南圏域高卒者の管内就職率	%	57.8	58.5	59.0	59.5	60.0
	2	世界に通用するものづくり基盤の構築と伝統産業の振興	①ものづくり関連分野(輸送用機械、半導体製造装置、電子部品・デバイス等)の製造品出荷額	億円	⑤12,691	⑥13,000	⑦13,300	⑧13,600	⑨14,000
			②南部鉄器及び岩谷堂筆筒の販売額	億円	18.1	18.6	19.1	19.6	20.1
	3	平泉世界遺産をはじめ多彩な資源を生かした観光振興	県南圏域の観光入込客数(延べ人数)	万人回	1,127.2	1,128.1	1,129.0	1,129.9	1,130.8
	4	多様な事業者のネットワークを活用した食産業の振興	食料品製造出荷額	億円	⑤730	⑥737	⑦744	⑧752	⑨760
	5	経営資源の継承・活用による岩手をリードする地域農業の展開	農畜産物の販売額	億円	775	776	777	778	779
	6	生産性の高い地域林業の実践と木材産業の活性化	林業産出額	億円	⑤53	⑥54	⑦55	⑧55	⑨56
	7	産業を支える社会資本整備の推進	内陸部と沿岸部を結ぶルートにおける都市間平均所要時間	分	92	91	90	90	83
	8	地域で安心して暮らせる医療の充実と健康づくりの推進	①病院と診療所(開業医)の役割分担の認知度	%	56.9	61.4	65.9	70.4	75.0
			②メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合	%	④27.6	⑤26.6	⑥25.6	⑦24.7	⑧23.8
			③従業員のメンタルヘルスマスクに取り組んでいる企業・事業所の割合	%	42	42	61	61	80
	9	誰もが安心して生活できる支え合いの地域づくりの推進	①「いわて子育てにやさしい企業等」認証数(累計)	社	6	9	12	15	18
②居宅サービス・地域密着型サービスの利用割合			%	62.1	63.9	65.4	66.5	67.5	
③障がい者入所施設等を退所し、地域生活へ移行する障がい者数(累計)			人	-	32	64	96	130	
10	社会資本の維持管理と安全で快適なまちづくりの推進	①長寿命化修繕完了橋梁数	橋	132	143	152	161	165	
		②土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施率	%	55.5	64.9	76.0	84.7	93.3	
		③通学路(小学校)における歩道整備率	%	77.3	77.7	77.9	79.3	80.1	
11	環境と共生した持続可能な地域社会の構築	①多量排出事業者における二酸化炭素排出量	千tCO ₂ /年	⑤1,379	⑥1,365	⑦1,352	⑧1,338	⑨1,323	
		②住民一人1日当たりのごみ排出量	g/日	⑤877	⑥868	⑦859	⑧850	⑨841	
		③狩猟者登録延べ件数	件	828	828	828	828	828	
12	未来を切り拓く若者・女性が活躍する活力ある地域社会の形成	県外からの移住・定住者数	人	360	380	400	420	440	

【資料2】復興関連施策一覧表

※「アクションプラン(地域編・県南広域振興圏)」の「主な取組内容」欄の記載は、平成30年度までを計画期間とする今次のアクションプランにおける取組を整理したもの。

復興基本計画		アクションプラン(地域編・県南広域振興圏)	
3つの原則	取組項目	重点施策	主な取組内容
「安全」の確保	1 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり	10 社会資本の維持管理と安全で快適なまちづくりの推進	③ 関係団体等との防災協力体制の構築 ⑧ 放射線影響対策の推進
	2 故郷への思いを生かした豊かで快適な生活環境づくり		
	3 災害に強い交通ネットワークの構築	7 産業を支える社会資本整備の推進 10 社会資本の維持管理と安全で快適なまちづくりの推進	① 物流の効率化と三陸沿岸地域の復興を支援する道路整備の推進 ③ 関係団体等との防災協力体制の構築
「暮らし」の再建	4 被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援		
	5 雇用維持・創出と就業支援		
	6 災害に強く、質の高い保健・医療・福祉提供体制の整備	8 地域で安心して暮らせる医療の充実と健康づくりの推進	② 災害医療及び感染症対策に係る実地訓練などの実施
	7 健康の維持・増進、こころのケアの推進や要保護児童等への支援		
	8 きめ細かな学校教育の実践と教育環境の整備・充実		
	9 文化芸術環境の整備や伝統文化等の保存と継承		
	10 社会教育・生涯学習環境の整備		
	11 スポーツ・レクリエーション環境の整備		
「なりわい」の再生	12 地域コミュニティの再生・活性化		
	13 行政機能の回復		
	14 漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の構築		
	15 産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築		
	16 漁港等の整備		
	17 地域特性を生かした生産性・収益性の高い農業の実現	5 経営資源の継承・活用による岩手をリードする地域農業の展開	② 市場競争力の高い農畜産物の産地化の促進
	18 地域の木材を活用する加工体制等の再生	6 生産性の高い地域林業の実践と木材産業の活性化	④ 特用林産物生産の振興
	19 中小企業等への再建支援と復興に向けた取組	4 多様な事業者のネットワークを活用した食産業の振興	② 「地域食材」を生かした取引拡大の促進
	20 ものづくり産業の新生	2 世界に通用するものづくり基盤の構築と伝統産業の振興	① ものづくり人材の育成・地元定着の促進
	21 観光資源の再生と新たな魅力の創造		
22 復興の動きと連動した全県的な誘客への取組	3 平泉世界遺産をはじめ多彩な資源を生かした観光振興	① 地域資源を生かした魅力的な観光地づくり	

【資料3】 ふるさと振興関連施策一覧表

※「アクションプラン(地域編・県南広域振興圏)」の「主な取組内容」欄の記載は、平成30年度までを計画期間とする今次のアクションプランにおける取組を整理したもの。

※総合戦略における主な取組内容のうち、アクションプランの欄に記載が無いものについては、全県的な取組として「アクションプラン政策編」に盛り込んでいるもの。

ふるさと振興総合戦略			アクションプラン(地域編・県南広域振興圏)				
3つの柱	10のプロジェクト	主な取組内容	重点施策	主な取組内容			
岩手で働く	1	商工業・観光産業振興、仕事創出プロジェクト	1	競争力の高いものづくり産業の振興	2	世界に通用するものづくり基盤の構築と伝統産業の振興	② 地域企業の競争力強化の支援 ③ 新規参入・取引拡大による産業集積の促進
			2	食産業の振興	4	多様な事業者のネットワークを活用した食産業の振興	① 「南いわて食産業クラスター形成ネットワーク」を生かした企業力向上の支援 ② 「地域食材」を生かした取引拡大の促進 ③ 「食と観光」を生かした地域ブランド確立の支援
			3	地場産業の振興	2	世界に通用するものづくり基盤の構築と伝統産業の振興	④ 伝統産業の振興
			4	商業・サービス業の振興			
			5	中小企業の経営力の向上			
			6	被災事業者の再建支援			
			7	観光産業の振興	3	平泉世界遺産をはじめ多彩な資源を生かした観光振興	① 地域資源を生かした魅力的な観光地づくり ② 観光人材の育成や二次交通などの受入態勢の整備 ③ 効果的な情報発信と誘客活動の推進 ④ 国際観光の振興
			8	県産品や事業者の海外市場への展開			
			9	次世代につながる新たな産業の育成			
			10	若者や女性などの創業支援の充実・強化			
			11	経営人材の育成と円滑な事業承継支援	2	世界に通用するものづくり基盤の構築と伝統産業の振興	② 地域企業の競争力強化の支援
			12	ものづくり人材の育成と地元への就職の促進	1	雇用・労働環境の整備と若者の地元定着	② 産業人材の育成、キャリア形成の支援 ③ 若者等の就職、地元定着の促進
					2	世界に通用するものづくり基盤の構築と伝統産業の振興	① ものづくり人材の育成・地元定着の促進
			13	雇用・労働環境の整備	1	雇用・労働環境の整備と若者の地元定着	① 雇用機会の拡大、労働環境整備の促進 ③ 若者等の就職、地元定着の促進
							① 雇用機会の拡大、労働環境整備の促進 ③ 若者等の就職、地元定着の促進
			14	U・Iターンの促進	1	雇用・労働環境の整備と若者の地元定着	① 雇用機会の拡大、労働環境整備の促進 ③ 若者等の就職、地元定着の促進
					12	未来を切り拓く若者・女性が活躍する活力ある地域社会の形成	② U・Iターンと定住の促進
15	建設業の振興と人材の育成・確保						
16	優良建築ストックの流通促進を行う事業者の育成・支援						
17	復興道路等を活用した産業振興等の支援策の検討						

ふるさと振興総合戦略				アクションプラン(地域編・県南広域振興圏)		
3つの柱	10のプロジェクト	主な取組内容		重点施策		主な取組内容
岩手で働く	2 農林水産業振興プロジェクト	18 生産性・市場性の高い産地の形成、6次産業化等の推進	5 経営資源の継承・活用による岩手をリードする地域農業の展開	② 市場競争力の高い農畜産物の産地化の促進	③ 農畜産物のブランド化・高付加価値化の促進	
			6 生産性の高い地域林業の実践と木材産業の活性化	③ 木材供給システム整備の促進	④ 特用林産物生産の振興	
		19 経営体の育成、新規就業者の確保・育成	5 経営資源の継承・活用による岩手をリードする地域農業の展開	① 地域農業を力強くけん引する経営体の育成	① 林業の担い手育成の支援	
			6 生産性の高い地域林業の実践と木材産業の活性化	② 森林の整備・保全の推進		
		20 経営資源(生産基盤)の有効かつ効率的な活用	6 生産性の高い地域林業の実践と木材産業の活性化	② 森林の整備・保全の推進		
		21 農山漁村における交流人口の拡大と移住・定住の促進	3 平泉世界遺産をはじめ多彩な資源を生かした観光振興	① 地域資源を生かした魅力的な観光地づくり		
	22 地域協働による農山漁村の環境保全	5 経営資源の継承・活用による岩手をリードする地域農業の展開	④ 地域協働による農村資源の保全			
	3 ふるさと移住・定住促進プロジェクト	23 全県的な推進体制の整備	1 雇用・労働環境の整備と若者の地元定着	③ 若者等の就職、地元定着の促進		
			12 未来を切り拓く若者・女性が活躍する活力ある地域社会の形成	② U・Iターンと定住の促進		
			12 未来を切り拓く若者・女性が活躍する活力ある地域社会の形成	② U・Iターンと定住の促進		
			3 平泉世界遺産をはじめ多彩な資源を生かした観光振興	① 地域資源を生かした魅力的な観光地づくり		
			12 未来を切り拓く若者・女性が活躍する活力ある地域社会の形成	② U・Iターンと定住の促進		
27 移住・交流体験の推進	12 未来を切り拓く若者・女性が活躍する活力ある地域社会の形成	② U・Iターンと定住の促進				
岩手で育てる	4 就労、出会い、結婚、妊娠・出産まるごと支援プロジェクト	28 子育てしながら働きやすい労働環境の整備	1 雇用・労働環境の整備と若者の地元定着	① 雇用機会の拡大、労働環境整備の促進		
		29 出会い・結婚支援の強化	12 未来を切り拓く若者・女性が活躍する活力ある地域社会の形成	③ 女性が活躍できる環境の整備		
		30 妊娠・出産に対する支援	12 未来を切り拓く若者・女性が活躍する活力ある地域社会の形成	① 若者の地元定着と活躍できる環境づくり		
	5 子育て支援プロジェクト	31 子育てにやさしい環境づくり	9 誰もが安心して生活できる支え合いの地域づくりの推進	① 子育てしやすい環境の整備		
		32 保育サービス等の充実	9 誰もが安心して生活できる支え合いの地域づくりの推進	① 子育てしやすい環境の整備		
		33 子どもに対する医療の充実と子育て家庭への支援	12 未来を切り拓く若者・女性が活躍する活力ある地域社会の形成	③ 女性が活躍できる環境の整備		
岩手で暮らす	6 魅力あるふるさとづくりプロジェクト	34 美しく魅力あるまちづくりの推進	10 社会資本の維持管理と安全で快適なまちづくりの推進	⑤ 環境及び景観の保全・形成		
		35 ひとにやさしいまちづくりの推進				
		36 被災した沿岸地域のにぎわいのあるまちづくりの推進				
		37 情報基盤の整備と情報通信技術の利用促進				
		38 ILC実現に向けた取組	2 世界に通用するものづくり基盤の構築と伝統産業の振興	③ 新規参入・取引拡大による産業集積の促進		
			12 未来を切り拓く若者・女性が活躍する活力ある地域社会の形成	⑦ 国際リニアコライダー(ILC)の実現に向けた取組の推進		
		39 地域コミュニティ活動に関する意識の普及啓発	12 未来を切り拓く若者・女性が活躍する活力ある地域社会の形成	④ 地域コミュニティ活動の活性化		
40 地域づくりの担い手の育成・新たな担い手の確保	12 未来を切り拓く若者・女性が活躍する活力ある地域社会の形成	④ 地域コミュニティ活動の活性化				

ふるさと振興総合戦略			アクションプラン(地域編・県南広域振興圏)		
3つの柱	10のプロジェクト	主な取組内容	重点施策		主な取組内容
岩手で暮らす	6 魅力あるふるさとづくりプロジェクト	41 地域の安全を地域が守る消防団や自主防災組織等の育成・強化			
		42 生活交通の確保			
		43 公共交通の利用促進			
		44 三陸鉄道・IGRいわて銀河鉄道の集客力の向上			
		45 良好な大気・水環境の保全	11 環境と共生した持続可能な地域社会の構築	① 地球温暖化防止に向けた取組の支援	③ 優れた自然環境等の保全・保護活動の推進
		46 水と緑を守る取組の推進	11 環境と共生した持続可能な地域社会の構築	③ 優れた自然環境等の保全・保護活動の推進	
		47 環境学習の推進と県民等との連携・協働の取組の促進	11 環境と共生した持続可能な地域社会の構築	③ 優れた自然環境等の保全・保護活動の推進	
		48 自然とのふれあいの促進	11 環境と共生した持続可能な地域社会の構築	③ 優れた自然環境等の保全・保護活動の推進	
		49 多様な野生動植物との共生	11 環境と共生した持続可能な地域社会の構築	④ 野生鳥獣等の適正な保護管理	
		50 再生可能エネルギーの導入促進	6 生産性の高い地域林業の実践と木材産業の活性化 11 環境と共生した持続可能な地域社会の構築	③ 木材供給システム整備の促進	① 地球温暖化防止に向けた取組の支援
		51 地域特性や環境に配慮した住宅の普及促進			
	7 文化芸術・スポーツ振興プロジェクト	52 県内外への情報発信力の強化	3 平泉世界遺産をはじめ多彩な資源を生かした観光振興	③ 効果的な情報発信と誘客活動の推進	
		53 若者文化・新しい文化芸術分野への支援			
		54 世界遺産の普及及び新規登録に向けた取組	3 平泉世界遺産をはじめ多彩な資源を生かした観光振興	① 地域資源を生かした魅力的な観光地づくり ③ 効果的な情報発信と誘客活動の推進	
		55 優れた文化芸術の鑑賞機会の充実			
		56 伝統文化・生活文化の次世代への確実な継承			
		57 被災地における文化芸術活動の復旧支援			
		58 文化芸術活動の活発化と支援体制の構築			
		59 言葉の壁の解消			
		60 安心できる暮らしの構築			
		61 多文化共生の地域づくり			
		62 総合型地域スポーツクラブの育成支援			
		63 生涯スポーツ指導者の有効活用			
		64 スポーツの振興による地域活性化の推進	3 平泉世界遺産をはじめ多彩な資源を生かした観光振興 12 未来を切り拓く若者・女性が活躍する活力ある地域社会の形成	① 地域資源を生かした魅力的な観光地づくり ⑥ スポーツによる地域振興	
	8 若者・女性の活躍支援プロジェクト	65 若者間のネットワーク構築の促進	5 経営資源の継承・活用による岩手をリードする地域農業の展開	① 地域農業を力強くけん引する経営体の育成	
		66 若者の活躍を支援する仕組みの充実	12 未来を切り拓く若者・女性が活躍する活力ある地域社会の形成	① 若者の地元定着と活躍できる環境づくり	
		67 男女共同参画の視点に立った意識啓発			

ふるさと振興総合戦略			アクションプラン(地域編・県南広域振興圏)		
3つの柱	10のプロジェクト	主な取組内容	重点施策	主な取組内容	
岩手で暮らす	8 若者・女性の活躍支援プロジェクト	68 女性の活躍推進のための環境づくり	1 雇用・労働環境の整備と若者の地元定着	① 雇用機会の拡大、労働環境整備の促進	
			9 誰もが安心して生活できる支え合いの地域づくりの推進	① 子育てしやすい環境の整備	
			12 未来を切り拓く若者・女性が活躍する活力ある地域社会の形成	③ 女性が活躍できる環境の整備	
		69 女性自身の意識啓発			
		70 地域における男女共同参画の推進			
	9 保健・医療・福祉充実プロジェクト	71 女性に対するあらゆる暴力の根絶			
		72 人材の確保・定着・育成			
		73 潜在有資格者や多様な人材の参入			
		74 関係機関が連携した取組の推進			
		75 地域包括ケアシステムの構築	9 誰もが安心して生活できる支え合いの地域づくりの推進	② 地域包括ケアシステムの構築	
		76 安全・安心のセーフティネットづくり	9 誰もが安心して生活できる支え合いの地域づくりの推進	④ 生活困窮者の自立支援	
		77 がん対策の推進			
		78 脳卒中予防	8 地域で安心して暮らせる医療の充実と健康づくりの推進	③ 生活習慣病予防	
	10 ふるさとの未来を担う人づくりプロジェクト	79 特定健診・特定保健指導			
		80 自殺対策	8 地域で安心して暮らせる医療の充実と健康づくりの推進	④ 心の健康づくりの推進	
		81 実践的な防災教育(【そなえる】)を中核とした「いわての復興教育」の推進			
		82 グローバル人材の育成			
		83 少人数教育の推進			
		84 高校教育の一層の充実と小規模校における教育の質の維持			
		85 就学支援による学びの環境の確保			
		86 学びを通じた地域コミュニティの再生支援			
		87 地域を担う「ひと」の確保・養成	1 雇用・労働環境の整備と若者の地元定着	③ 若者等の就職、地元定着の促進	
			2 世界に通用するものづくり基盤の構築と伝統産業の振興	① ものづくり人材の育成・地元定着の促進	
		88 産学官との連携強化による若者の地元定着の促進	2 世界に通用するものづくり基盤の構築と伝統産業の振興	① ものづくり人材の育成・地元定着の促進	
89 地域課題解決に向けた取組の促進					
90 地域課題解決に向けた岩手県立大学の取組の促進					
91 「いわてキャリア教育指針」に基づくキャリア教育の実践	1 雇用・労働環境の整備と若者の地元定着	② 産業人材の育成、キャリア形成の支援			
92 本県経済の基盤となる産業振興を担う人材の育成	2 世界に通用するものづくり基盤の構築と伝統産業の振興	① ものづくり人材の育成・地元定着の促進			
93 地域づくりの担い手の育成・新たな担い手の確保	12 未来を切り拓く若者・女性が活躍する活力ある地域社会の形成	④ 地域コミュニティ活動の活性化			
94 生涯を通じた学びの環境づくり					

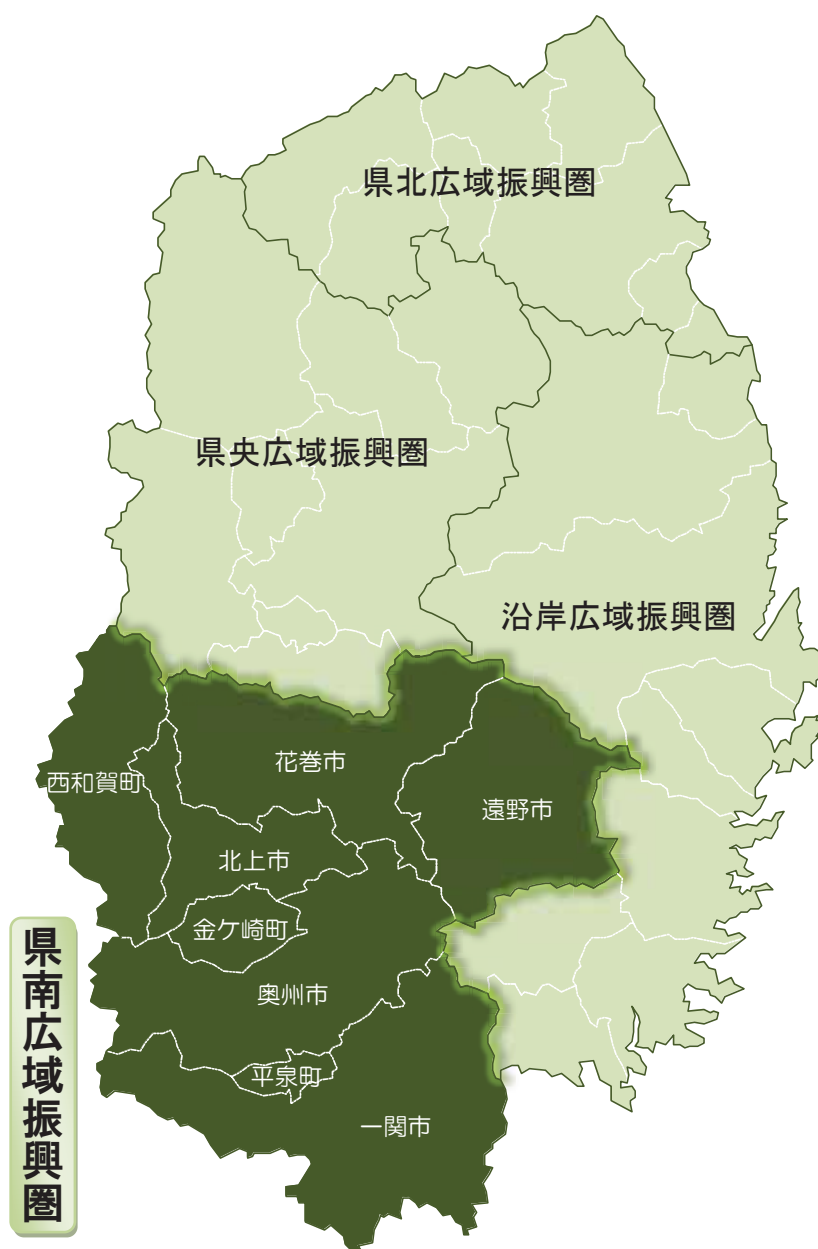
(参考) 広域振興圏別統計データ

区 分	県 計	県 央	県 南	沿 岸	県 北
市町村数	33	8	8	9	8
面積 (平方メートル) ※H26.10国土地理院	15,275.01 (100.0)	3,641.77 (23.8)	5,255.52 (34.4)	4,200.55 (27.5)	2,177.17 (14.3)
人口 (人) ※H27岩手県人口移動報告年報	1,272,891 (100.0)	477,757 (37.5)	487,549 (38.3)	193,281 (15.2)	114,304 (9.0)
65歳以上割合 (%) ※H27岩手県人口移動報告年報	30.4	26.1	31.6	36.0	33.8
一人当たりの市町村民所得 (千円) ※H25年度市町村民経済計算	2,698 (100.0)	2,927 (108.5)	2,593 (96.1)	2,525 (93.6)	2,502 (92.7)
市町村内総生産 (百万円) ※H25年度市町村民経済計算	4,516,178 (100.0)	1,614,038 (35.7)	1,677,395 (37.1)	833,057 (18.4)	391,687 (8.7)
第一次産業	152,261 (100.0)	37,206 (24.4)	49,303 (32.4)	28,038 (18.4)	37,714 (24.8)
第二次産業	1,216,745 (100.0)	213,255 (17.5)	525,575 (43.2)	381,727 (31.4)	96,188 (7.9)
第三次産業	3,109,204 (100.0)	1,350,008 (43.4)	1,088,415 (35.0)	416,289 (13.4)	254,492 (8.2)
産業別就業者数 (人) ※H22国勢調査 総数には分類不能な産業の値を含まず	622,649 (100.0)	226,659 (36.4)	242,857 (39.0)	96,151 (15.4)	56,982 (9.2)
第一次産業	76,003 (100.0)	18,705 (24.6)	34,647 (45.6)	11,771 (15.5)	10,880 (14.3)
第二次産業	153,479 (100.0)	37,861 (24.7)	72,812 (47.4)	27,120 (17.7)	15,686 (10.2)
第三次産業	393,167 (100.0)	170,093 (43.3)	135,398 (34.4)	57,260 (14.6)	30,416 (7.7)
農業産出額 (億円) ※H26農業産出額	2,352 (100.0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
海面漁業・養殖業生産額 (億円) ※H25漁業生産額	314 (100.0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
製造品出荷額等 (億円) ※H26工業統計調査報告書	22,707 (100.0)	2,825 (12.4)	15,503 (68.3)	3,229 (14.2)	1,150 (5.1)

※1 ()内は、構成比。(単位未満を四捨五入しているため、合計が100に一致しない場合がある。)

※2 単位未満四捨五入の関係により、構成項目の計と合計が一致しない場合がある。

※3 「一人当たりの市町村民所得」の()内は、市町村平均を100とした各圏域の水準である。



県南広域振興局経営企画部

〒023-0053 奥州市水沢区大手町 1-2
TEL0197-22-2812 FAX0197-22-3749

岩手県政策地域部政策推進室

〒020-8570 盛岡市内丸 10-1
TEL019-629-5508 FAX019-629-5254

<http://www.pref.iwate.jp/>